

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）			
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編				1	0	0	0	0	1	第1編	共通編			
1	1	0	0	0	1	第1章	総則				1	1	0	0	0	1	第1章	総則			
1	1	1	0	0	1	第1節	総則				1	1	1	0	0	1	第1節	総則			
1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義				1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義			
1	1	1	2	1	1	1. 監督職員	土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。				1	1	1	2	1	1	1.	土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。請負者には主として主任監督員及び監督員が対応する。			
1	1	1	2	21	1	21. 連絡	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。														
1	1	1	2	22	1	22. 書面	書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。				1	1	1	2	21	1	21.	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。			
											1	1	1	2	21	2	(1)	緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。			
											1	1	1	2	21	3	(2)	電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。			
1	1	1	2	23	1	23. 工事写真	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来型寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。														
1	1	1	2	24	1	24. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来型管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。														
1	1	1	2	25	1	25. 工事書類	工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。														
1	1	1	2	26	1	26. 契約関係書類	契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。														
1	1	1	2	27	1	27. 工事完成図書	工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。														
1	1	1	2	28	1	28. 電子成果品	電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。														
1	1	1	2	29	1	29. 工事関係書類	工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。														
1	1	1	2	31	1	31. 立会	立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。				1	1	1	2	23	1	23.	立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成23年度)				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成20年度)			
1	1	1	2	34	1	34. 同等以上の品質	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。				1	1	1	2	26	1	26.	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、請負者の負担とする。			
1	1	1	2	45	1	45. J I S 規格	J I S 規格とは、日本工業規格をいう。				1	1	1	2	37	1	37.	J I S 規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書「J I S 製品記号は、J I S の国際単位系(S I)移行(以下「新J I S」という。)に伴い、すべて新J I S の製品記号としているが、旧J I S に対応した材料を使用する場合は、旧J I S 製品記号に読み替えて使用出来るものとする。			
1	1	1	5	0	1	1 - 1 - 5	コリンスへの登録				1	1	1	5	0	1	1 - 1 - 5	CORINSへの登録			
1	1	1	5	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンス)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。				1	1	1	5	1	1		請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。(ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)			
1	1	1	5	1	2		なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。				1	1	1	5	1	2		変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。			
1	1	1	5	1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。				1	1	1	5	1	3		また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。			
1	1	1	7	0	1	1 - 1 - 7	工事用地等の使用				1	1	1	7	0	1	1 - 1 - 7	工事用地等の使用			
1	1	1	7	4	1	4. 用地の返還	受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。				1	1	1	7	4	1	4.	請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。			
1	1	1	10	0	1	1 - 1 - 10	施工体制台帳				1	1	1	10	0	1	1 - 1 - 10	施工体制台帳			
1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該 下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。				1	1	1	10	1	1	1.	請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該 下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下						
編章節条項						新・条文構成（平成23年度）						編章節条項						旧・条文構成（平成20年度）					
1	1	1	10	2	1	2 . 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	1	2 .	第1項の請負者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付国官技第70号、国官技第30号、国港建第112号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。								
1	1	1	10	3	1	3 . 名札の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	1	1	1	10	3	1	3 .	第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。								
1	1	1	13	0	1	1 - 1 - 13	工事の一時中止	1	1	1	13	0	1	1 - 1 - 13	工事の一時中止								
1	1	1	13	1	1	1 . 一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	13	1	1	1 .	発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 41臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。								
1	1	1	13	3	1	3 . 基本計画書の作成	前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1	13	3	1	3 .	前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。								
1	1	1	14	0	1	1 - 1 - 14	設計図書の変更	1	1	1	14	0	1	1 - 1 - 14	設計図書の変更								
1	1	1	14	1	1		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	1	1	1	14	1	1		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。								
1	1	1	15	0	1	1 - 1 - 15	工期変更	1	1	1	15	0	1	1 - 1 - 15	工期変更								
1	1	1	15	2	1	2 . 設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	2	1	2 .	請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
1	1	1	15	3	1	3 . 工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	3	1	3 .	請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
1	1	1	15	4	1	4 . 工期の延長	受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	4	1	4 .	請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
1	1	1	15	5	1	5 . 工期の短縮	受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	5	1	5 .	請負者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	16	0	1	1 - 1 - 16	支給材料および貸与物件	1	1	1	16	0	1	1 - 1 - 16	支給材料及び貸与物件
1	1	1	16	3	1	3 . 支給品精算書、支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1	1	16	3	1	3 .	請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を監督職員に提出しなければならない。
								1	1	1	16	4	1	4 .	請負者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	17	0	1	1 - 1 - 17	工事現場発生品	1	1	1	17	0	1	1 - 1 - 17	工事現場発生品
1	1	1	17	1	1	1 . 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1	1	17	1	1	1 .	請負者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
1	1	1	17	2	1	2 . 設計図書以外の現場発生品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1	1	17	2	1	2 .	請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に通知し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
1	1	1	18	0	1	1 - 1 - 18	建設副産物	1	1	1	18	0	1	1 - 1 - 18	建設副産物
1	1	1	18	6	1	6 . 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	1	1	1	18	6	1	6 .	請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	20	0	1	1 - 1 - 20	工事完成検査	1	1	1	20	0	1	1 - 1 - 20	工事完成検査
1	1	1	20	3	1	3 . 検査日の通知	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	1	1	1	20	3	1	3 .	発注者は、工事検査に先立って、請負者に対して検査日を通知するものとする。
1	1	1	21	0	1	1 - 1 - 21	既済部分検査等	1	1	1	21	0	1	1 - 1 - 21	既済部分検査等
1	1	1	22	0	1	1 - 1 - 22	部分使用	1	1	1	22	0	1	1 - 1 - 22	部分使用
1	1	1	23	0	1	1 - 1 - 23	施工管理	1	1	1	23	0	1	1 - 1 - 23	施工管理

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）			
1	1	1	23	5	1	5. 周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。				1	1	1	23	5	1	5.	請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。			
1	1	1	23	7	1	7. 発見、拾得物の処置	受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報すると共に、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。				1	1	1	23	7	1	7.	請負者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。			
1	1	1	23	8	1	8. 記録及び関係書類	受注者は、山口県土木工事施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。				1	1	1	23	8	1	8.	請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。			
1	1	1	24	0	1	1 - 1 - 24	履行報告				1	1	1	24	0	1	1 - 1 - 24	履行報告			
1	1	1	24	1	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。				1	1	1	24	1	1		請負者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。			
1	1	1	26	0	1	1 - 1 - 26	工事中の安全確保				1	1	1	26	0	1	1 - 1 - 26	工事中の安全確保			
1	1	1	26	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。				1	1	1	26	1	1	1.	請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。			
1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改定 法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。				1	1	1	26	13	1	13.	監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。			
1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月改定 法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。				1	1	1	26	14	1	14.	請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。			
1	1	1	26	15	1	15. 災害発生時の応急処置	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。				1	1	1	26	15	1	15.	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。			
1	1	1	26	17	1	17. 不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を見つけた場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。				1	1	1	26	17	1	17.	請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を見つけた場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
1	1	1	26	18	1	18 . 地下埋設物件等損害時の処置	受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに <b>関係機関に通報及び監督職員に連絡し</b> 、応急措置をとり補修しなければならない。	1	1	1	26	18	1	18 .	請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
1	1	1	27	0	1	1 - 1 - 27	爆発及び火災の防止	1	1	1	27	0	1	1 - 1 - 27	爆発及び火災の防止
1	1	1	27	1	1	1 . 火薬類の使用	受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。	1	1	1	27	1	1	1 .	請負者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。
								1	1	1	27	1	4	( 2 )	請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。
1	1	1	27	2	1	2 . 火気の使用	受注者は、火気の使用については、以下の規定による。	1	1	1	27	2	1	2 .	請負者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。
1	1	1	27	2	2	( 1 )	受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所および日時、消火設備等を <b>施工計画書に記載</b> しなければならない。	1	1	1	27	2	2	( 1 )	請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	29	0	1	1 - 1 - 29	事故報告書	1	1	1	29	0	1	1 - 1 - 29	事故報告書
1	1	1	29	1	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に <b>連絡</b> するとともに、指示する期日までに、 <b>工事事故報告書</b> を提出しなければならない。	1	1	1	29	1	1		請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。
1	1	1	30	0	1	1 - 1 - 30	環境対策	1	1	1	30	0	1	1 - 1 - 30	環境対策
1	1	1	30	1	1	1 . 環境保全	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日 <b>改正</b> ）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1	1	1	30	1	1	1 .	請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
1	1	1	30	2	1	2 . 苦情対応	受注者は、環境への影響が予知され <b>または</b> 発生した場合は、直ちに <b>応急措置</b> を講じ監督職員に <b>連絡</b> しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告 <b>しなければならない</b> 。	1	1	1	30	2	1	2 .	請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに <b>応急措置</b> を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
1	1	1	30	3	1	3 . 注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、 <b>受注者</b> が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を <b>監督職員に提出</b> しなければならない。	1	1	1	30	3	1	3 .	監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提示しなければならない。
1	1	1	30	5	1	5 . 水中への落下防止措置	受注者は、 <b>水中</b> に工食用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、 <b>受注者</b> は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	1	1	1	30	5	1	5 .	請負者は、海中に工食用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、請負者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文																		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成（平成23年度）						編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）					
1	1	1	30	6	1	6 . 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表1-2に示すトンネル工用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	30	6	1	6 .	請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。										
1	1	1	30	6	2		表1-1、表1-2																		
1	1	1	30	7	1	7 . 特定特殊自動車の燃料	受注者は軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。																		
1	1	1	30	8	1	8 . 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。	1	1	1	30	7	1	7 .	請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。										

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）			
1	1	1	30	9	1	9 . 特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達」の推進に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）第6条の規定に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。				1	1	1	30	8	1	8 .	請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達」の推進に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。			
1	1	1	31	0	1	1 - 1 - 31	文化財の保護				1	1	1	31	0	1	1 - 1 - 31	文化財の保護			
1	1	1	31	1	1	1 . 一般事項	受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。				1	1	1	31	1	1	1 .	請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。			
1	1	1	32	0	1	1 - 1 - 32	交通安全管理				1	1	1	32	0	1	1 - 1 - 32	交通安全管理			
1	1	1	32	3	1	3 . 交通安全等輸送計画	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。				1	1	1	32	3	1	3 .	請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。			
1	1	1	32	4	1	4 . 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成22年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、工事現場における大型標示板設置基準及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。				1	1	1	32	4	1	4 .	請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。			
1	1	1	32	10	1	10 . 水中支障落下物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。				1	1	1	32	10	1	10 .	請負者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官庁に通知しなければならない。			
1	1	1	32	11	1	11 . 作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。				1	1	1	32	11	1	11 .	請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官庁に通知しなければならない。			



土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文										
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）	
1	1	1	32	12	1	12 . 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成16年12月8日改正 政令第387号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。		1	1	1	32	12	1	12 .	請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。	
1	1	1	34	0	1	1 - 1 - 34	諸法令の遵守		1	1	1	34	0	1	1 - 1 - 34	諸法令の遵守	
1	1	1	34	1	1	1 . 法令等の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。		1	1	1	34	1	1	1 .	請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	
1	1	1	35	0	1	1 - 1 - 35	官公庁等への手続等		1	1	1	35	0	1	1 - 1 - 35	官公庁等への手続等	
									1	1	1	35	3	1	3 .	請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。	
1	1	1	35	3	1	3 . 諸手続きの提示、提出許可承諾条件の遵守	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提示しなければならない。		1	1	1	35	4	1	4 .	請負者は、諸手続きに許可、承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	35	3	1		なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。										
1	1	1	35	4	1	4 . 許可承諾条件の遵守	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。		1	1	1	35	5	1	5 .	請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。	
1	1	1	35	6	1	6 . 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。		1	1	1	35	7	1	7 .	請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。	
1	1	1	36	0	1	1 - 1 - 36	施工時期及び施工時間の変更		1	1	1	36	0	1	1 - 1 - 36	施工時期及び施工時間の変更	
1	1	1	36	1	1	1 . 施工時間の変更	受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。		1	1	1	36	1	1	1 .	請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	
1	1	1	36	2	1	2 . 休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。		1	1	1	36	2	1	2 .	請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	37	0	1	1 - 1 - 37	工事測量		1	1	1	37	0	1	1 - 1 - 37	工事測量	
1	1	1	37	1	1	1 . 一般事項	受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。		1	1	1	37	1	1	1 .	請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
1	1	1	37	2	1	2	2. 引照点の設置 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	1	1	1	37	2	1	2	請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に報告し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
1	1	1	37	3	1	3	3. 工事中測量標の取扱い 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	37	3	1	3	請負者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
1	1	1	38	0	1	1 - 1 - 38	不可抗力による損害	1	1	1	38	0	1	1 - 1 - 38	不可抗力による損害
1	1	1	38	1	1	1	1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	1	1	1	38	1	1	1	請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に報告するものとする。
1	1	1	39	0	1	1 - 1 - 39	特許権等	1	1	1	39	0	1	1 - 1 - 39	特許権等
1	1	1	39	1	2	2	2. 保全措置 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。	1	1	1	39	2	1	2	請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
1	1	1	39	3	1	3	3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	39	3	1	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
1	2	0	0	0	1	第2章	土 工	1	2	0	0	0	1	第2章	土 工
1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
1	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	2	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。
1	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	1	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工要綱（平成2年8月）
								1	2	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工 - のり面工・斜面安定工指針（平成11年3月）
1	2	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針（平成22年4月）								
1	2	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）								
1	2	2	0	0	13		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計施工マニュアル（平成14年10月）								
1	2	2	0	0	14		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計施工マニュアル（平成11年12月）								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成23年度)				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成20年度)			
1	2	2	0	0	15		国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月)				1	2	2	0	0	12		国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成5年6月)			
1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工				1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工			
1	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項				1	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項			
1	2	3	1	2	1	2.地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。				1	2	3	1	2	1	2.	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。			
1	2	3	1	2	2		受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。				1	2	3	1	2	2		請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。			
1	2	3	1	2	3		また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				1	2	3	1	2	3		また、請負者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。			
1	2	3	2	0	1	2-3-2	掘削工				1	2	3	2	0	1	2-3-2	掘削工			
1	2	3	2	3	1	3.異常値の処理	受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。				1	2	3	2	3	1	3.	請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に報告しなければならない。			
1	2	3	3	0	1	2-3-3	盛土工				1	2	3	3	0	1	2-3-3	盛土工			
1	2	3	4	0	1	2-3-4	盛土補強工				1	2	3	4	0	1	2-3-4	盛土補強工			
1	2	3	4	10	1	10.壁面工付近等締固め	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0~1.5m程度の範囲では、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				1	2	3	4	10	1	10.	請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。			
1	2	3	6	0	1	2-3-6	堤防天端工				1	2	3	6	0	1	2-3-6	堤防天端工			
1	2	3	6	1	1		受注者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に均さなければならない。				1	2	3	6	1	1		請負者は、堤防天端に砕石材を平坦に敷均さなければならない。			
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工				1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工			
1	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項				1	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項			
1	2	4	1	3	1	3.地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。				1	2	4	1	3	1	3.	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。			
1	2	4	1	3	2		受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				1	2	4	1	3	2		請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。			
1	2	4	1	5	1	5.湧水処理	受注者は、工事箇所工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督職員に通知しなければならない。				1	2	4	1	5	1	5.	請負者は、工事箇所工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置を施すとともに、監督職員に報告しなければならない。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文													
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）					編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）				
1	2	4	1	10	1	10・建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	4	1	10	1	10	請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。								
1	2	4	1	18	1	18・異常時の処置	受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置を取った後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	1	18	1	18	請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。								
1	2	4	2	0	1	2 - 4 - 2	掘削工	1	2	4	2	0	1	2 - 4 - 2	掘削工								
1	2	4	2	1	1	1・一般事項	受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を取った後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	2	1	1	1	請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。								
1	2	4	2	3	1	3・自然崩壊等異常時の処理	受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	2	3	1	3	請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に報告しなければならない。								
1	2	4	3	0	1	2 - 4 - 3	路体盛土工	1	2	4	3	0	1	2 - 4 - 3	路体盛土工								
1	2	4	3	4	1	4・管渠等周辺の締固め	受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	1	2	4	3	4	1	4	請負者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。								
1	2	4	3	4	2		なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。	1	2	4	3	4	2		なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。								
1	2	4	3	11	1	11・異常時の処置	受注者は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	3	11	1	11	請負者は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。								
1	2	4	3	12	1	12・採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	4	3	12	1	12	請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。								
1	2	4	4	0	1	2 - 4 - 4	路床盛土工	1	2	4	4	0	1	2 - 4 - 4	路床盛土工								
1	2	4	4	3	1	3・作業終了時等の排水処理	受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	1	2	4	4	3	1	3	請負者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
編章節条項						新・条文構成（平成23年度）						編章節条項						旧・条文構成（平成20年度）					
1	2	4	4	9	1	9 . 適切な含水比の確保	受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	4	9	1	9 .	請負者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。								
1	2	4	4	10	1	10 . 路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定によるものとする。	1	2	4	4	10	1	10 .	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第9項の規定によるものとする。								
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート								
1	3	1	0	0	1	第1節	適用	1	3	1	0	0	1	第1節	適用								
1	3	1	0	3	1	3 . 適用規定 (2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成20年3月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	1	3 .	請負者は、コンクリートの施工にあたり、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。								
1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準								
1	3	2	0	1	1	1 . 適用規定	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	3	2	0	1	1	1 .	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。								
1	3	2	0	1	2		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成20年3月）	1	3	2	0	1	2		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成14年3月）								
1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成20年3月）	1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書（構造性能照査編）（平成14年3月）								
1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成12年2月）	1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成12年2月）								
1	3	2	0	1	5		土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成20年8月）	1	3	2	0	1	5		土木学会 鉄筋継手指針（昭和57年2月）								
								1	3	2	0	1	6		土木学会 鉄筋継手指針（その2）-鉄筋のエンクローズ溶接継手（昭和59年9月）								
1	3	2	0	2	1	2 . 許容塩化物量	受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。	1	3	2	0	2	1	2 .	請負者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。								
1	3	2	0	2	3	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材およびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl <sup>-</sup> ）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。	1	3	2	0	2	3	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シーす内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl <sup>-</sup> ）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。								
1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート								
1	3	3	2	0	1	3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	1	3-3-2	工場の選定								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
1	3	3	2	1	1	1	1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。	1	3	3	2	1	1	1.	請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。
1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。								
1	3	3	2	1	3	(2)	JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。								
1	3	3	2	2	1	2	2. JISのレディーミクストコンクリート 受注者は、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合には速やかに提示しなければならない。	1	3	3	2	2	1	2.	請負者は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
1	3	3	2	3	1	3	3. JIS以外のレディーミクストコンクリート なお、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合には、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。	1	3	3	2	3	1	3.	請負者は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定						条文												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
新・条文構成（平成23年度）						旧・条文構成（平成20年度）												
						1	3	3	2	4	1	4						請負者は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認定工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認定工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。
1	3	3	3	0	1	3-3-3	配合	1	3	3	0	1	3-3-3	配合				
1	3	3	3	2	1	2. 配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-2の示方配合表を作成し、その資料により監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。	1	3	3	2	1	2	請負者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-1の示方配合表を作成し、その資料により監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る）の配合表によることができるものとする。				
1	3	3	3	5	1	5. 材料変更等	受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員に協議しなければならない。	1	3	3	5	1	5	請負者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員の確認を得なければならない。				
1	3	4	0	0	1	第4節	コンクリートミキサー船	1	3	4	0	0	1	第4節	コンクリートミキサー船			
1	3	5	4	0	1	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ			
1	3	5	4	1	1	1.	計量装置	1	3	5	4	1	1	1.	計量装置			
1	3	5	4	1	3	(2)	受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。	1	3	5	4	1	3	(2)	請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。			
1	3	5	4	2	1	2.	材料の計量	1	3	5	4	2	1	2.	材料の計量			
1	3	5	4	2	3	(2)	受注者は、第1編3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。	1	3	5	4	2	3	(2)	請負者は、第1編3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に通知しなければならない。			
1	3	5	4	3	1	3.	練混ぜ	1	3	5	4	3	1	3.	練混ぜ			
1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603（コンクリートミキサ - 第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603（コンクリートミキサ - 第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議する	1	3	5	4	3	4	(3)	請負者は、JIS A 8603（コンクリートミキサ）に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、請負者は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設			
1	3	6	4	0	1	3-6-4	打設	1	3	6	4	0	1	3-6-4	打設			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文																			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下						
					編章節条	新・条文構成（平成23年度）										編章節条	旧・条文構成（平成20年度）												
1	3	6	4	1	1	1	3	6	4	1	1	1	3	6	4	1	1	1	3	6	4	1	1	1	3	6	4	1	1
					1 . 一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25 を超える場合で1.5時間、25 以下の場合で2 時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。						1 .	請負者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25 を超える場合で1.5時間、25 以下の場合で2 時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。																
1	3	6	4	3	1	3 . 施工計画書	受注者は、1 回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1 回（1 日）のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。						3 .	請負者は、1 回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1 回（1 日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、請負者は、これを変更する場合には、施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。															
1	3	6	4	5	1	5 . コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5 章圧送」（土木学会、平成12年2 月）の規定による。これにより難しい場合には、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーザ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。						5 .	請負者はコンクリートポンプを用いる場合は、土木学会コンクリートのポンプ施工指針（案）5 章圧送の規定によらなければならない。また、請負者はコンクリートブレーザ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。															
1	3	6	4	11	1	11 . 水平打設	受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。なお、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1 層の高さを定めなければならない。						11 .	請負者は、コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。なお、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1 層の高さを定めなければならない。															
1	3	6	7	0	1	3 - 6 - 7	打継目						3 - 6 - 7	打継目															
1	3	6	7	4	1		また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。							また請負者は、構造物の品質を確保する必要がある場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。															
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工						第7節	鉄筋工															
1	3	7	3	0	1	3 - 7 - 3	加工						3 - 7 - 3	加工															
1	3	7	3	1	1	1 . 一般事項	受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。						1 .	請負者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。															
1	3	7	3	2	1	2 . 鉄筋加工時の温度	受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。						2 .	請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。															
1	3	7	3	3	1	3 . 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会、平成20年3月）の規定によらなければならない。						3 .	請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会 コンクリート標準示方書（構造性能照査編）第9章一般構造細目の規定によらなければならない。															
1	3	7	5	0	1	3 - 7 - 5	継手						3 - 7 - 5	継手															



土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
1	3	7	5	4	1	4 . 継手構造の選定	受注者は、鉄筋の継手に <b>圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には</b> 、鉄筋の種類、直径および施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。	1	3	7	5	4	1	4 .	請負者は、鉄筋の継手にねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、溶接金属充填継手、モルタル充填継手、自動ガス圧接継手、エンクローズ溶接継手などを用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。
1	3	7	6	0	1	3 - 7 - 6	ガス圧接	1	3	7	6	0	1	3 - 7 - 6	ガス圧接
1	3	7	6	1	1	1 . 圧接工の資格	圧接工は、JIS Z 3881（ <b>鉄筋の</b> ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。	1	3	7	6	1	1	1 .	圧接工は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。
1	3	7	6	1	2		なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	1	3	7	6	1	2		なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
1	3	7	6	1	3		また、 <b>圧接工の技量の確認に関して、監督職員または検査職員から請求があった場合には、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。</b>	1	3	7	6	1	3		また、資格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。
1	3	9	0	0	1	第9節	曇中コンクリート	1	3	9	0	0	1	第9節	曇中コンクリート
1	3	9	2	0	1	3 - 9 - 2	施工	1	3	9	2	0	1	3 - 9 - 2	施工
1	3	9	2	1	1	1 . 施工計画書	受注者は、曇中コンクリートにおいて、減水剤、A E減水剤、 <b>流動化剤等</b> を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。 なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。	1	3	9	2	1	1	1 .	請負者は、曇中コンクリートにおいて、減水剤、及びA E減水剤を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。また、遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会 JSCE-D101によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。
1	3	9	2	5	1	5 . 所要時間	コンクリートを練混ぜてから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない <b>ものとする。</b>	1	3	9	2	5	1	5 .	請負者は、コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない。
2	0	0	0	0	1	第2編	材 料 編	2	0	0	0	0	1	第2編	材 料 編
2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項	2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項
2	1	1	0	0	1	第1節	適 用	2	1	1	0	0	1	第1節	適 用
2	1	1	0	1	2		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合した <b>もの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</b>	2	1	1	0	1	2		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合した <b>もの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</b>



土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）	
2	1	2	0	6	1	6	海外の建設資材の品質証明 受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督職員に提出するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。									
2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	
2	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	2	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	
2	2	3	1	1	2		JIS A 5001（道路用砕石）	2	2	3	1	1	2		JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）	
2	2	3	1	1	3		JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材 - 第1部：高炉スラグ骨材）	2	2	3	1	1	3		JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材））	
2	2	3	1	1	4		JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材 - 第2部：フェロニッケルスラグ骨材）	2	2	3	1	1	4		JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材））	
2	2	3	1	1	5		JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材 - 第3部：銅スラグ骨材）	2	2	3	1	1	5		JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材））	
2	2	3	1	1	6		JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材 - 第4部：電気炉酸化スラグ骨材） 電気炉酸化スラグ骨材									
2	2	3	1	1	8		JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）									
2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材	2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材	
2	2	5	7	0	1	2-5-7	溶接材料	2	2	5	7	0	1	2-5-7	溶接材料	
2	2	5	7	1	2		溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	7	1	2		溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	7	1	3		JIS Z 3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）	2	2	5	7	1	3		JIS Z 3211（軟鋼用被覆アーク溶接棒）	
2	2	5	7	1	6		JIS Z 3312（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ）	2	2	5	7	1	6		JIS Z 3312（軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ）	
2	2	5	7	1	11		JIS Z 3352（サブマージアーク溶接用フラックス）	2	2	5	7	1	11		JIS Z 3352（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接フラックス）	
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	
2	2	6	2	0	1	2-6-2	セメント	2	2	6	2	0	1	2-6-2	セメント	
2	2	6	3	3	1	3	高炉スラグ微粉末 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	3	1	3	混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206（高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。	
2	2	6	3	4	1	4	混和剤の適合規格 混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、流動化剤および硬化促進剤は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	4	1	4	混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。	
								2	2	6	3	5	1	5	混和剤として用いる流動化剤は、JSCC-D 101に適合するものとする。	
2	2	6	4	0	1	2-6-4	コンクリート用水	2	2	6	4	0	1	2-6-4	コンクリート用水	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）		
2	2	6	4	1	1	1	1	練混ぜ水	コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書3に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6	4	1	1	1	1	コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJSCE-B 101あるいはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書3に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。
2	2	11	0	0	1	第11節	塗料	塗料	2	2	11	0	0	1	第11節	塗料	塗料	
2	2	11	0	4	1	4	道路標識支柱のさび止め塗料等の規格	受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとす。	2	2	11	0	4	1	4	道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとす。	請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとす。	
									2	2	11	0	4	3			JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）	
									2	2	11	0	4	5			JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント）	
									2	2	11	0	4	7			JIS K 5627（ジクロロメートさび止めペイント）	
									2	2	11	0	4	8			JIS K 5628（鉛酸ジクロロメートさび止めペイント）	
2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	道路標識及び区画線	
2	2	12	1	0	2	2 - 12 - 1	道路標識	道路標識	2	2	12	1	0	2	2 - 12 - 1	道路標識	道路標識	
2	2	12	1	0	1	( 1 )	標識板	標識板	2	2	12	1	0	1	( 1 )	標識板	標識板	
2	2	12	1	0	6		JIS K 6718-1（プラスチック メタクリル樹脂板 タイプ、寸法及び特性 第1部：キャスト板）	JIS K 6718-1（プラスチック メタクリル樹脂板 タイプ、寸法及び特性 第1部：キャスト板）	2	2	12	1	0	6			JIS K 6718（メタクリル樹脂板）	
2	2	12	1	0	7		JIS K 6718-2（プラスチック メタクリル樹脂板 タイプ、寸法及び特性 第2部：押出板）	JIS K 6718-2（プラスチック メタクリル樹脂板 タイプ、寸法及び特性 第2部：押出板）	2									
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	土木工事共通編	
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則	総則	
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則	総則	
3	1	1	3	0	1	1 - 1 - 3	担当技術者	担当技術者										
3	1	1	3	0	1		受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した担当技術者の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。	受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した担当技術者の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。										
							( 1 ) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。	( 1 ) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。										
							( 2 ) 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。	( 2 ) 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことができる。また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。										
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	一般施工	
3	2	1	0	0	1	第1節	適用	適用	3	2	1	0	0	1	第1節	適用	適用	
3	2	1	0	0	1	1 . 適用工種	本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。	本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。	3	2	1	0	0	1	1 . 適用工種	本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。		
3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種	共通の工種	3	2	3	0	0	3	第3節	共通の工種	共通の工種	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
3	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項	3	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項
3	2	3	1	0	1		本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、矢板工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水柵工、現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	3	2	3	1	0	1		本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、矢板工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
3	2	3	25	0	1	2 - 3 - 25	銘板工	10	4	7	9	0	1	4 - 7 - 9	銘板工
3	2	3	25	1	1	1 . 一般事項	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図2 - 2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。	10	4	7	9	1	1	1 .	請負者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図4 - 3によらなければならない。
3	2	3	25	1	1		図2 - 2	10	4	7	9	1	1		図4 - 3
3	2	3	32	0	1	2 - 3 - 32	かごマット工								
3	2	3	32	1	1	1 . 一般事項	かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、図面及び以下による。								
3	2	3	32	2	1	2. 要求性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。								
3	2	3	32	3	1	3 . 表示標の提出	受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。								
3	2	3	32	3	1		表2 - 10 要求性能の確認方法								
3	2	3	32	4	1	4 . 網の結束	側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文														
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）					編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）		
3	2	3	32	5	1	5 . 結束方法	網線材の端末は1 . 5 回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については1 . 5 回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行っていない。														
3	2	3	32	6	1	6 . 連結方法	連結の方法はコイル式とし表 2 - 11のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1 / 2 以上（1 本 / m）を連結すること。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。														
3	2	3	32	6	1		表 2 - 11 連結コイル線														
3	2	3	32	6	1		表 2 - 12 線材の品質管理試験の内容														
3	2	3	32	7	1	7 . かがマットの詰石の施工	受注者は、かがマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かが材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。														
3	2	3	32	8	1	8 . かがマットの中詰用ぐり石	受注者は、かがマットの中詰用ぐり石については、かがマットの厚さが30cmの場合は5～15cm、かがマットの厚さが50cmの場合は15～20cmの大きさとし、かがマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。														
3	2	3	33	1	1	2 - 3 - 33 袋詰玉石工															
3	2	3	32	1	1	1 . 根固め用袋材	本条項は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。														
3	2	3	32	2	1	2 . 根固め用袋材の性能	袋型根固め用袋材は、表 2 - 13 に示す性能を満足することを確認するものとする。														
3	2	3	32	3	1	3 . 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表 2 - 13 に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。														
3	2	3	32	3	1		表 2 - 13（1） 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法														
3	2	3	32	3	1		表 2 - 13（2） 参考資料														
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）					10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工		
3	2	12	1	0	1	2 - 12 - 2	材料					10	4	3	2	0	1	4 - 3 - 2	材料		
3	2	12	2	1	1	1 . 材料確認	受注者は、鋼材の材料について、第 2 編第 1 章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり鋼材に J I S マーク表示のないもの（ J I S マーク表示認証を受けていないもの、 J I S マーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については下記によるものとする。					10	4	3	2	1	1		請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認とし下記によるものとする。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成（平成20年度）
3	2	12	2	1	2	(1)	鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。	10	4	3	2	1	2	(1)	代表的な鋼板を下記の規格グループ毎に原則1枚（ロットによっては最高2枚まで）を現物立会による目視及びリングマーク照合のうえ、機械試験立会のみを実施することとし、全ての寸法その他の数値についてはミルシート等による確認とする。（規格グループ）第一グループ：SS400、SM400A、SM400B、SM400C（以上4規格）第二グループ：SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B、SM520C（以上7規格）第三グループ；SM570Q（以上1規格）
3	2	12	2	1	3	(2)	鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。	10	4	3	2	1	3	(2)	代表的な鋼板以外は、ミルシート等による員数照合、数値確認とする。
3	2	12	2	1	4	(3)	上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。	10	4	3	2	1	4	(3)	立会による材料確認結果を監督職員に提出するものとする。
3	2	12	2	2	1	2.ミルシートの提出	受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。								
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編
6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸
6	1	1	0	0	1	第1節	適用	6	1	1	0	0	1	第1節	適用
6	1	1	0	2	3	2.適用規定(1)	河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	6	1	1	0	2	3	2.	河川土工、軽量盛土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。
6	1	1	0	3	4	3.適用規定(2)	構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。	6	1	1	0	3	4	3.	地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第7節地盤改良工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	1	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	1	2	0	1	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。
6	1	2	0	1	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	6	1	2	0	1	3		建設省 仮締切堤設置基準（案）（平成10年6月）
6	1	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工								
6	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項								
6	1	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。								
6	1	3	2	0	1	1-3-2	軽量盛土工								
6	1	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。								
6	1	4	0	0	1	第4節	地盤改良工								
6	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
6	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、パーチカドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。								
6	1	4	2	0	1	1 - 4 - 2	表層安定処理工								
6	1	4	2	1	2		表層安定処理工の施工については、第3編2 - 7 - 4表層安定処理工の規定による。								
6	1	4	3	0	1	1 - 4 - 3	パイルネット工								
6	1	4	3	1	2		パイルネット工の施工については、第3編2 - 7 - 5パイルネット工の規定による。								
6	1	4	4	0	1	1 - 4 - 4	パーチカドレーン工								
6	1	4	4	1	2		パーチカドレーン工の施工については、第3編2 - 7 - 7パーチカドレーン工の規定による。								
6	1	4	5	0	1	1 - 4 - 5	締固め改良工								
6	1	4	5	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2 - 7 - 8締固め改良工の規定による。								
6	1	4	6	0	1	1 - 4 - 6	固結工								
6	1	4	6	1	2		固結工の施工については、第3編2 - 7 - 9固結工の規定による。								
6	1	6	0	0	1	第6節	矢板護岸工	6	1	4	0	0	1	第4節	矢板護岸工
6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工	6	1	5	0	0	1	第5節	法覆護岸工
6	1	7	2	0	1	1 - 7 - 2	材 料	6	1	5	2	0	1	1 - 5 - 2	材 料
6	1	7	2	1	2		遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様によるものとする。	6	1	5	2	1	2		遮水シートは、止水材と被覆材からなり、（1）または（2）のいずれかの仕様によるものとする。
6	1	7	2	20	21	（3）	品質管理	6	1	5	2	20	21	（3）	品質管理
6	1	7	2	21	22		止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。	6	1	5	2	21	22	1）	止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着剤等で接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。
6	1	7	2	22	23		受注者は、止水材および被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出するものとする。	6	1	5	2	22	23	2）	請負者は、止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出するものとする。
6	1	7	2	23	24	1）	製品には、止水材および被覆材の各々に製造年月日および製造工場が明示されていること。（番号整理番号でもよい）	6	1	5	2	23	24		製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。（番号整理でもよい）
6	1	7	9	0	1	1 - 7 - 9	多自然型護岸工	6	1	5	9	0	1	1 - 5 - 9	多自然型護岸工
6	1	7	9	1	1		多自然型護岸工の施工については、第3編2 - 3 - 26多自然型護岸工の規定による。	6	1	5	9	1	1	1.	請負者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然景観に考慮して計画、設計された多自然型河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。
6	1	8	0	0	1	第8節	擁壁護岸工	6	1	6	0	0	1	第6節	擁壁護岸工
6	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	プレキャスト擁壁工	6	1	6	4	0	1	1 - 6 - 4	プレキャスト擁壁工
6	1	8	4	1	1		プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2 - 15 - 2プレキャスト擁壁工の規定による。	6	1	6	4	1	1	1.	請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
6	1	9	0	0	1	第9節	根固め工	6	1	7	0	0	1	第7節	根固め工
6	1	9	3	0	1	1 - 9 - 3	根固めブロック工	6	1	7	3	0	1	1 - 7 - 3	根固めブロック工
6	1	9	3	1	1		根固めブロック工の施工については、第3編2 - 3 - 17根固めブロック工の規定による。	6	1	7	3	1	1	1.	請負者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。





土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
6	2	4	2	1	2		浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定による。	6	2	4	2	1	2		浚渫船運転工の施工については、第6編2-3-2浚渫船運転工の規定によるものとする。
6	2	4	4	0	1	2-4-4	揚土工	6	2	4	4	0	1	2-4-4	揚土工
6	2	4	4	1	2		揚土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定による。	6	2	4	4	1	2		揚土工の施工については、第6編2-3-4配土工の規定によるものとする。
6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管
6	3	1	0	0	1	第1節	適用	6	3	1	0	0	1	第1節	適用
6	3	1	0	2	1	2.適用規定(1)	河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	6	3	1	0	2	1	2.	河川土工、軽量盛土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。
6	3	1	0	3	1	3.適用規定(2)	構造物撤去工、仮設工は、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。	6	3	1	0	3	1	3.	地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第7節地盤改良工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	3	2	0	1	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をとめなければならない。
6	3	2	0	2	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	6	3	2	0	2	3		建設省 仮締切堤設置基準（案）（平成10年6月）
6	3	2	0	5	6		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成19年3月）	6	3	2	0	5	6		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成17年4月）
6	3	2	0	6	7		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）	6	3	2	0	6	7		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成17年4月）
6	3	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工								
6	3	3	1	0	1	3-3-1	一般事項								
6	3	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。								
6	3	3	2	0	1	3-3-2	軽量盛土工								
6	3	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。								
6	3	4	0	0	1	第4節	地盤改良工								
6	3	4	1	0	1	3-4-1	一般事項								
6	3	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、固結工その他これらに類する工種について定めるものとする。								
6	3	4	2	0	1	3-4-2	固結工								
6	3	4	2	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定によるものとする。								
6	3	5	0	0	1	第5節	樋門・樋管本体工	6	3	3	0	0	1	第3節	樋門・樋管本体工
6	3	5	5	0	1	3-5-6	函渠工	6	3	3	5	0	1	3-3-6	函渠工
6	3	5	6	3	1	3.沈下観測	受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督職員に連絡しなければならない。	6	3	3	6	3	1	3.	請負者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督職員に報告しなければならない。
6	3	5	6	8	1	8.ダクタイル鉄管の布設	受注者は、ダクタイル鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。	6	3	3	6	8	1	8.	請負者は、ダクタイル鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）			
6	3	5	6	8	2	(1)	受注者は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）及びJIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。				6	3	3	6	8	2	(1)	請負者は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管[FCD420]）及びJIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管[FCD420]）に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。			
6	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工				6	3	6	0	0	1	第6節	付属物設置工			
6	3	8	5	0	1	3-8-5	銘板工				6	3	6	5	0	1	3-6-5	銘板工			
6	3	8	5	1	2		受注者は、銘板及び標示板の施工にあたって、材質、大きさ、取付位置並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。				6	3	6	5	1	2	1.	請負者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。			
6	4	0	0	0	1	第4章	水門				6	4	0	0	0	1	第4章	水門			
6	4	1	0	0	1	第1節	適用				6	4	1	0	0	1	第1節	適用			
6	4	1	0	2	1	2.適用規定(1)	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。				6	4	1	0	2	1	2.	工場製品輸送工、仮設工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工、第10節仮設工の規定によるものとする。			
6	4	1	0	3	1	3.適用規定(2)	河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。				6	4	1	0	3	1	3.	河川土工、軽量盛土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。			
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
6	4	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。				6	4	2	0	1	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をとめなければならない。			
6	4	2	0	2	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）				6	4	2	0	2	3		建設省 仮締切堤設置基準（案）（平成10年6月）			
6	4	2	0	3	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成21年6月）				6	4	2	0	3	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成11年3月）			
6	4	2	0	10	11		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）				6	4	2	0	10	11		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成17年4月）			
6	4	2	0	11	12		国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）				6	4	2	0	11	12		国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成13年9月）			
6	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工				6	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工			
6	4	3	2	0	1	4-3-2	材料				6	4	3	2	0	1	4-3-2	材料			
6	4	3	2	1	1		材料については、第3編2-12-2材料の規定による。				6	4	3	2	1	1	1.	請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認とし下記によるものとする。			
6	4	3	4	0	1	4-3-4	鋼製伸縮継手製作工				6	4	3	4	0	1	4-3-4	鋼製伸縮継手製作工			
6	4	3	4	1	1		鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。				6	4	3	4	1	1	1.	製作加工			
6	4	3	5	0	1	4-3-5	落橋防止装置製作工				6	4	3	5	0	1	4-3-5	落橋防止装置製作工			
6	4	3	5	1	1		落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。				6	4	3	5	1	1	1.	製作加工			
6	4	3	6	0	1	4-3-6	鋼製排水管製作工				6	4	3	6	0	1	4-3-6	鋼製排水管製作工			
6	4	3	6	1	1	1.	製作加工				6	4	3	6	1	1	1.	製作加工			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定						条文												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
新・条文構成（平成23年度）						旧・条文構成（平成20年度）												
6	4	3	6	1	2	(1)						(1)						
						受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。						請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。						
6	4	3	6	1	3	(2)						(2)						
						受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。						請負者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。						
6	4	3	6	1	4	(3)						(3)						
						受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。						請負者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。						
6	4	3	6	2	1	2. 適用規定						(4)						
						ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。						請負者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。						
6	4	3	7	0	1	4-3-7						4-3-7						
						橋梁用防護柵製作工						橋梁用防護柵製作工						
6	4	3	7	1	1							1.						
						橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。						製作加工						
6	4	6	0	0	1	第6節						第4節						
						水門本体内工						水門本体内工						
6	4	6	2	0	1	4-6-2						4-4-2						
						材 料						材 料						
6	4	6	2	1	2													
						水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、監督職員と協議しなければならない。						水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。						
6	4	9	0	0	1	第9節						第7節						
						鋼管理橋上部工						鋼管理橋上部工						
6	4	9	1	0	1	4-9-1						4-7-1						
						一般事項						一般事項						
6	4	9	1	2	1	2. 検測						2.						
						受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。						請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。						
6	4	9	2	0	1	4-9-2						4-7-2						
						材 料						材 料						
6	4	9	2	4	1	4. 試験結果の提出						4.						
						受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。						請負者は、以下の材料を使用する場合は、試料及び試験結果を、工事に使用する前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、請負者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。						
6	4	9	2	7	1	7. 現場塗装の材料						7.						
						現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。						請負者は、小規模工事においては、本条6項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を省略することができるものとする。						
6	4	9	3	0	1	4-9-3						4-7-3						
						地組工						地組工						
6	4	9	3	1	1							1.						
						地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。						地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。						
6	4	9	4	0	1	4-9-4						4-7-4						
						架設工（クレーン架設）						架設工（クレーン架設）						
6	4	9	4	1	1							1.						
						架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。						請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。						

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定						条文											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
編章節条						編章節条						編章節条					
新・条文構成（平成23年度）						旧・条文構成（平成20年度）											
6	4	9	5	0	1	4 - 9 - 5	架設工（ケーブルクレーン架設）	6	4	7	5	0	1	4 - 7 - 5	架設工（ケーブルクレーン架設）		
6	4	9	5	1	1		架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編2 - 13 - 4 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。	6	4	7	5	1	1	1 .	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。		
6	4	9	6	0	1	4 - 9 - 6	架設工（ケーブルエレクション架設）	6	4	7	6	0	1	4 - 7 - 6	架設工（ケーブルエレクション架設）		
6	4	9	6	1	1		架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編2 - 13 - 5 架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。	6	4	7	6	1	1	1 .	ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第6編4 - 7 - 5 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。		
6	4	9	7	0	1	4 - 9 - 7	架設工（架設桁架設）	6	4	7	7	0	1	4 - 7 - 7	架設工（架設桁架設）		
6	4	9	7	1	1		架設工（架設桁架設）の施工については、第3編2 - 13 - 6 架設工（架設桁架設）の規定による。	6	4	7	7	1	1	1 .	ベント設備・基礎については、第6編4 - 7 - 4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。		
6	4	9	8	0	1	4 - 9 - 8	架設工（送出し架設）	6	4	7	8	0	1	4 - 7 - 8	架設工（送出し架設）		
6	4	9	8	1	1		架設工（送出し架設）の施工については、第3編2 - 13 - 7 架設工（送出し架設）の規定による。	6	4	7	8	1	1	1 .	請負者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。		
6	4	9	9	0	1	4 - 9 - 9	架設工（トラベラークレーン架設）	6	4	7	9	0	1	4 - 7 - 9	架設工（トラベラークレーン架設）		
6	4	9	9	1	1		架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第3編2 - 13 - 8 架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。	6	4	7	9	1	1	1 .	請負者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。		
6	4	9	10	0	1	4 - 9 - 10	支承工	6	4	7	10	0	1	4 - 7 - 10	支承工		
6	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	7	10	1	2		請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工によらなければならない。		
6	4	9	11	0	1	4 - 9 - 11	現場継手工	6	4	7	11	0	1	4 - 7 - 11	現場継手工		
6	4	9	11	1	1		現場継手工の施工については、第3編2 - 3 - 23現場継手工の規定による。	6	4	7	11	1	1	1 .	請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。		
6	4	10	0	0	1	第10節	橋梁現場塗装工	6	4	8	0	0	1	第8節	橋梁現場塗装工		
6	4	10	2	0	1	4 - 10 - 2	現場塗装工	6	4	8	2	0	1	4 - 8 - 2	現場塗装工		
6	4	10	2	1	1		現場塗装工の施工については、第3編2 - 3 - 31現場塗装工の規定による。	6	4	8	2	1	1	1 .	請負者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に行わなければならない。これ以外の場合は、設計図書によらなければならない。		
6	4	11	0	0	1	第11節	床版工	6	4	9	0	0	1	第9節	床版工		
6	4	11	2	0	1	4 - 11 - 2	床版工	6	4	9	2	0	1	4 - 9 - 2	床版工		
6	4	11	2	1	1		床版工の施工については、第3編2 - 18 - 2 床版工の規定による。	6	4	9	2	1	1	1 .	鉄筋コンクリート床版については、下記の規定によるものとする。		
6	4	12	0	0	1	第12節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	6	4	10	0	0	1	第10節	橋梁付属物工（鋼管理橋）		
6	4	12	2	0	1	4 - 12 - 2	伸縮装置工	6	4	10	2	0	1	4 - 10 - 2	伸縮装置工		
6	4	12	2	1	1		伸縮装置工の施工については、第3編2 - 3 - 24の規定による。	6	4	10	2	1	1	1 .	請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督職員に報告しなければならない。		
6	4	12	8	0	1	4 - 12 - 8	銘板工	6	4	10	8	0	1	4 - 10 - 8	銘板工		
6	4	12	8	1	1		銘板工の施工については、第3編2 - 3 - 25銘板工の規定による。	6	4	10	8	1	1	1 .	請負者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図4 - 3によらなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）			
6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）				6	4	12	0	0	1	第12節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）			
6	4	14	1	0	1	4 - 14 - 1	一般事項				6	4	12	1	0	1	4 - 12 - 1	一般事項			
6	4	14	1	5	1	5 . PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。				6	4	12	1	2	1	5 .	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。			
6	4	14	2	0	1	4 - 14 - 2	プレテンション桁製作工（購入工）				6	4	12	2	0	1	4 - 12 - 2	プレテンション桁製作工（購入工）			
6	4	14	2	1	1		プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2 - 3 - 12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。				6	4	12	2	1	1	1 .	請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場において製作したものを用いなければならない。			
6	4	14	3	0	1	4 - 14 - 3	ポストテンション桁製作工				6	4	12	3	0	1	4 - 12 - 3	ポストテンション桁製作工			
6	4	14	3	1	1		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。				6	4	12	3	1	1	1 .	請負者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。			
6	4	14	5	0	1	4 - 14 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工				6	4	12	5	0	1	4 - 12 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工			
6	4	14	5	1	1		プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2 - 3 - 14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。				6	4	12	5	1	1	1 .	請負者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分な保護をしなければならない。			
6	4	14	6	0	1	4 - 14 - 6	支承工				6	4	12	6	0	1	4 - 12 - 6	支承工			
6	4	14	6	4	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は監督職員の承諾を得なければならない。				6	4	12	6	4	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によるものとする。			
6	4	14	7	0	1	4 - 14 - 7	架設工（クレーン架設）				6	4	12	7	0	1	4 - 12 - 7	架設工（クレーン架設）			
6	4	14	7	1	1		架設工（クレーン架設）については、第3編2 - 13 - 3架設工（クレーン架設）の規定による。				6	4	12	7	1	1	1 .	プレキャスト桁の運搬については、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定によるものとする。			
											6	4	12	7	2	1	2 .	請負者は、プレキャスト桁の架設については、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。			
6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）				6	4	13	0	0	1	第13節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）			
6	4	15	3	0	1	4 - 15 - 3	支承工				6	4	13	3	0	1	4 - 13 - 3	支承工			
6	4	15	3	2	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				6	4	13	3	2	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によるものとする。			
6	4	15	5	0	1	4 - 15 - 5	PCホロースラブ製作工				6	4	13	5	0	1	4 - 13 - 5	PCホロースラブ製作工			
6	4	15	5	1	1		PCホロースラブ製作工については、第3編2 - 3 - 15PCホロースラブ製作工の規定による。				6	4	13	5	1	1	1 .	請負者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。			
6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工				6	4	16	0	0	1	第16節	舗装工			
6	4	18	1	0	1	4 - 18 - 1	一般事項				6	4	16	1	0	1	4 - 16 - 1	一般事項			
6	4	18	1	2	1	2 . 舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。				6	4	16	1	2	1	2 .	請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定に基づき試験を実施しなければならない。			
6	4	18	2	0	1	4 - 18 - 2	材 料				6	4	16	2	0	1	4 - 16 - 2	材 料			
6	4	18	2	1	1		材料については、第3編2 - 6 - 2材料の規定による。				6	4	16	2	1	1	1 .	舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。			
6	4	18	6	0	1	4 - 18 - 6	半たわみ性舗装工				6	4	16	6	0	1	4 - 16 - 6	半たわみ性舗装工			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文														
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）					編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）		
6	4	18	6	1	1		半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半たわみ性舗装工の規定による。					6	4	16	6	1	1	1	1	請負者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2-8-1一般瀝青材料の3項に規定するセミプローンアスファルト（AC-100）と同等級以上を使用しなければならない。	
6	4	18	9	0	1	4-18-9	グースアスファルト舗装工					6	4	16	9	0	1	4-16-9	グースアスファルト舗装工		
6	4	18	9	1	1		グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-11グースアスファルト舗装工の規定による。					6	4	16	9	1	1	1	1	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、素地調整程度1種（プラスト処理）を施すものとする。	
6	4	18	10	0	1	4-18-10	コンクリート舗装工					6	4	16	10	0	1	4-16-10	コンクリート舗装工		
6	4	18	10	1	1	1.適用規定	コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。					6	4	16	10	1	1	1	1	コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。	
6	5	0	0	0	1	第5章	堰					6	5	0	0	0	1	第5章	堰		
6	5	1	0	0	1	第1節	適用					6	5	1	0	0	1	第1節	適用		
6	5	1	0	2	1	2.適用規定(1)	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。					6	5	1	0	2	1	2	1	工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工、第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。	
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
6	5	2	0	5	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。					6	5	2	0	5	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をとめなければならない。		
6	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成21年6月）					6	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成11年3月）		
6	5	2	0	5	5		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）					6	5	2	0	5	5		建設省 仮締切堤設置基準（案）（平成10年6月）		
6	5	3	0	0	1	第3節	工場製作工					6	5	3	0	0	1	第3節	工場製作工		
6	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項					6	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項		
6	5	3	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。					6	5	3	1	2	1	2	1	請負者は、製作に着手する前に、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	
6	5	3	1	3	1	3.名簿の整備	受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。														
6	5	3	1	4	1	4.鋳鉄品及び鋳鋼品の使用	受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。					6	5	3	1	3	1	3	1	請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	
6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工					6	5	4	0	0	1	第4節	可動堰本体工		
6	5	6	1	0	1	5-6-1	一般事項					6	5	4	1	0	1	5-4-1	一般事項		

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
6	5	6	1	2	1	2	適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	4	1	2	1	2	請負者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定によらなければならない。
6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	6	5	5	0	0	1	第5節	固定堰本体工
6	5	7	1	0	1	5 - 7 - 1	一般事項	6	5	5	1	0	1	5 - 5 - 1	一般事項
6	5	7	1	2	1	2	適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	5	1	2	1	2	請負者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定によらなければならない。
6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工	6	5	6	0	0	1	第6節	魚道工
6	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1	一般事項	6	5	6	1	0	1	5 - 6 - 1	一般事項
6	5	8	1	2	1	2	適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	1	2	請負者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工の規定によらなければならない。
6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工	6	5	8	0	0	1	第8節	鋼管理橋上部工
6	5	10	1	0	1	5 - 10 - 1	一般事項	6	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1	一般事項
6	5	10	1	1	1	1	適用工種 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	6	5	8	1	1	1	1	本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、現場継手工、支承工その他これらに類する工種について定めるものとする。
6	5	10	1	2	1	2	検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	6	5	8	1	2	1	2	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。
6	5	10	10	0	1	5 - 10 - 10	支承工	6	5	8	10	0	1	5 - 8 - 10	支承工
6	5	10	10	5	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工 による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	8	10	5	2		請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工 によらなければならない。
6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6	5	13	0	0	1	第13節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）
6	5	15	1	0	1	5 - 15 - 1	一般事項	6	5	13	1	0	1	5 - 13 - 1	一般事項
6	5	15	1	2	1	2	施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	6	5	13	1	2	1	2	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編 1 - 1 - 4 施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
6	5	15	1	5	1	5	PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合するを使用しなければならない。	6	5	13	1	5	1	5	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
6	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホーラスラブ橋）	6	5	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PCホーラスラブ橋）
6	5	16	1	0	1	5 - 16 - 1	一般事項	6	5	14	1	0	1	5 - 14 - 1	一般事項
6	5	16	1	2	1	2	施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	6	5	14	1	2	1	2	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編 1 - 1 - 4 施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
6	5	16	1	5	1	5	PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	14	1	5	1	5	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
6	5	16	3	0	1	5 - 16 - 3	支承工	6	5	14	3	0	1	5 - 14 - 3	支承工



土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
6	5	16	3	5	2		支承工の施工については、道路橋支便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。 <b>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</b>	6	5	14	3	5	2		支承工の施工については、道路橋支便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によるものとする。
6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）
6	5	17	1	0	1	5-17-1	一般事項	6	5	15	1	0	1	5-15-1	一般事項
6	5	17	1	2	1	2. 施工計画書	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、 <b>施工計画書へ次の事項を記載</b> しなければならない。	6	5	15	1	2	1	2.	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-4 施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
6	5	17	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 <b>JIS B 0205（一般用メートルねじ）</b> に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	15	1	5	1	5.	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
6	5	17	3	0	1	5-17-3	支承工	6	5	15	3	0	1	5-15-3	支承工
6	5	17	3	5	2		支承工の施工については、道路橋支便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。 <b>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</b>	6	5	15	3	5	2		支承工の施工については、道路橋支便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によるものとする。
6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場
6	6	1	0	0	1	第1節	適用	6	6	1	0	0	1	第1節	適用
6	6	1	0	2	1	2. 適用規定（1）	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	6	1	0	2	1	2.	河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	6	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 <b>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</b> なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と <b>協議</b> しなければならない。	6	6	2	0	4	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をとめなければならない。
6	6	2	0	4	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成21年6月）	6	6	2	0	4	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成11年3月）
6	6	2	0	4	4		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	6	6	2	0	4	4		建設省 仮締切堤設置基準（案）（平成10年6月）
6	6	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工								
6	6	3	1	0	1	6-3-1	一般事項								
6	6	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。								
6	6	3	2	0	1	6-3-2	軽量盛土工								
6	6	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定による。								
6	6	4	0	0	1	第4節	機場本體工	6	6	3	0	0	1	第3節	機場本體工
6	6	5	6	0	1	6-5-6	場所打擁壁工	6	6	4	6	0	1	6-4-6	場所打擁壁工
6	6	5	6	3	2		場所打擁壁工の施工については、第6編6-4-6 本體工の規定による。	6	6	4	6	3	2		コンクリート擁壁工の施工については、第6編6-3-6 本體工の規定によるものとする。
6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め
6	7	1	0	0	1	第1節	適用	6	7	1	0	0	1	第1節	適用

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
6	7	1	0	2	1	2 . 適用規定 (1)	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	7	1	0	2	1	2 .	河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
6	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	7	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	7	2	0	4	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。
6	7	2	0	4	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	6	7	2	0	4	3		建設省 仮締切堤設置基準（案）（平成10年6月）
6	7	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工								
6	7	3	1	0	1	7 - 3 - 1	一般事項								
6	7	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。								
6	7	3	2	0	1	7 - 3 - 2	軽量盛土工								
6	7	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2 - 11 - 2 軽量盛土工の規定による。								
6	7	4	0	0	1	第4節	床止め工	6	7	3	0	0	1	第3節	床止め工
6	7	4	1	0	1	7 - 4 - 1	一般事項	6	7	3	1	0	1	7 - 3 - 1	一般事項
6	7	4	1	5	1	5 . 異常時の処置	受注者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	6	7	3	1	5	1	5 .	請負者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。
6	7	4	8	0	1	7 - 4 - 8	水叩工	6	7	3	8	0	1	7 - 3 - 8	水叩工
6	7	4	8	4	1	4 . 適用規定	受注者は、巨石張りの施工については、第3編2 - 5 - 5 石積（張）工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	7	3	8	4	1	4 .	請負者は、巨石張りの施工については、第3編2 - 5 - 5 石積（張）工の規定によらなければならない。
6	7	5	0	0	1	第5節	床固め工	6	7	4	0	0	1	第4節	床固め工
6	7	5	1	0	1	7 - 5 - 1	一般事項	6	7	4	1	0	1	7 - 4 - 1	一般事項
6	7	5	1	5	1	5 . 異常時の処置	受注者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	6	7	4	1	5	1	5 .	請負者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。
6	7	5	6	0	1	7 - 5 - 6	側壁工	6	7	4	6	0	1	7 - 4 - 6	側壁工
6	7	5	6	1	1	1 . 適用規定	側壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	6	7	4	6	1	1	1 .	側壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
6	7	5	6	2	1	2 . 植石張りの施工	植石張りの施工については、第3編2 - 5 - 5 石積（張）工の規定による。	6	7	4	6	2	1	2 .	植石張りの施工については、第3編2 - 5 - 5 石積（張）工の規定によるものとする。
6	7	5	6	3	1	3 . 水抜きパイプ	受注者は、側壁工の施工において水抜きパイプの施工位置については、設計図書に従って施工しなければならない。	6	7	4	6	3	1	3 .	請負者は、側壁工の施工において水抜きパイプの施工位置については、設計図書に従って施工しなければならない。
6	7	5	6	4	1	4 . 裏込工	受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、砕石を敷均し、締め固めを行わなければならない。	6	7	4	6	4	1	4 .	請負者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、砕石を敷均し、締め固めを行わなければならない。
6	7	5	6	5	1	5 . 止水板の施工	受注者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	6	7	4	6	5	1	5 .	請負者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）			
6	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工				6	7	5	0	0	1	第5節	山留擁壁工			
6	7	6	1	0	1	7-6-1	一般事項				6	7	5	1	0	1	7-5-1	一般事項			
6	7	6	1	2	1	2. 異常時の処置	受注者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。				6	7	5	1	2	1	2.	請負者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。			
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持				6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持			
6	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				6	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
6	8	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。				6	8	2	0	4	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもたなければならない。			
6	8	3	0	0	1	第3節	巡視・巡回工				6	8	3	0	0	1	第3節	巡視・巡回工			
6	8	3	2	0	1	8-3-2	河川巡視工				6	8	3	2	0	1	8-3-2	河川巡視工			
6	8	3	2	3	1	3. 支障をきたす事実の処置	受注者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は、直ちに監督職員に連絡しなければならない。				6	8	3	2	3	1	3.	請負者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は監督職員に報告しなければならない。			
6	8	3	2	4	1	4. 住民等からの通報の処置	受注者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通報を受けた場合は、直ちに監督職員にその内容を連絡しなければならない。				6	8	3	2	4	1	4.	請負者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知または報告を受けた場合は、監督職員にその内容を報告しなければならない。			
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工				6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工			
6	8	6	4	0	1	8-6-4	ボーリンググラウト工				6	8	6	4	0	1	8-6-4	ボーリンググラウト工			
6	8	6	4	10	1	10. 計量	受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				6	8	6	4	10	1	10.	請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、監督職員の承諾を得た計量方法によらなければならない。なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査しなければならない。			
6	8	7	0	0	1	第7節	路面補修工				6	8	7	0	0	1	第7節	路面補修工			
6	8	7	4	0	1	8-7-4	コンクリート舗装補修工				6	8	7	4	0	1	8-7-4	コンクリート舗装補修工			
6	8	7	4	1	1		コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。				6	8	7	4	1	1	1.	アスファルト注入における注入孔の孔径は、50mm程度とする。			
6	8	7	5	0	1	8-7-5	アスファルト舗装補修工				6	8	7	5	0	1	8-7-5	アスファルト舗装補修工			
6	8	7	5	1	1		アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2-6-18アスファルト舗装補修工の規定による。				6	8	7	5	1	1	1.	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
6	8	11	0	0	1	第11節	清掃工				6	8	11	0	0	1	第11節	清掃工			
6	8	11	3	0	1	8-11-3	塵芥処理工				6	8	11	3	0	1	8-11-3	塵芥処理工			
6	8	11	3	5	2		受注者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				6	8	11	3	5	2		請負者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。			
6	8	12	0	0	1	第12節	植栽維持工				6	8	12	0	0	1	第12節	植栽維持工			
6	8	12	2	0	1	8-12-2	材 料				6	8	12	2	0	1	8-12-2	材 料			
6	8	12	2	1	1		材料の規定については、第3編2-17-2材料の規定による。				6	8	12	2	1	1	1.	請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を得なければならない。			
6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕				6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕			
6	9	1	0	0	1	第1節	適 用				6	9	1	0	0	1	第1節	適 用			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
6	9	1	0	2	1	2 . 適用規定 (1)	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	9	1	0	2	1	2 .	河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	9	2	0	5	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	9	2	0	5	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。
6	9	2	0	5	5		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成21年6月）	6	9	2	0	5	5		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成11年3月）
6	9	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工								
6	9	3	1	0	1	9 - 3 - 1	一般事項								
6	9	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。								
6	9	3	2	0	1	9 - 3 - 2	軽量盛土工								
6	9	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2 - 11 - 2軽量盛土工の規定による。								
6	9	7	0	0	1	第7節	管理用通路工	6	9	6	0	0	1	第6節	管理用通路工
6	9	7	4	0	1	9 - 7 - 4	路面切削工	6	9	6	4	0	1	9 - 6 - 4	路面切削工
6	9	7	4	3	2		路面切削工の施工については第3編2 - 6 - 15路面切削工の規定による。	6	9	6	4	3	2		請負者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。
6	9	7	5	0	1	9 - 7 - 5	舗装打換え工	6	9	6	5	0	1	9 - 6 - 5	舗装打換え工
6	9	7	5	1	1		舗装打換え工の施工については、第3編2 - 6 - 16舗装打換え工の規定による。	6	9	6	5	1	1	1 .	既設舗装の撤去
6	9	7	6	0	1	9 - 7 - 6	オーバーレイ工	6	9	6	6	0	1	9 - 6 - 6	オーバーレイ工
6	9	7	6	1	1		オーバーレイ工の施工については、第3編2 - 6 - 17オーバーレイ工の規定による。	6	9	6	6	1	1	1 .	施工面の整備
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編
7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸
7	1	1	0	0	1	第1節	適用	7	1	1	0	0	1	第1節	適用
7	1	1	0	2	1	2 . 適用規定 (1)	海岸土工は第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	7	1	1	0	2	1	2 .	海岸土工は第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、軽量盛土工は第3編第2章第11節軽量盛土工、地盤改良工は第3編第2章第7節地盤改良工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
7	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	7	1	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定						条文														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下			
新・条文構成（平成23年度）						旧・条文構成（平成20年度）														
7	1	2	0	0	5		7	1	2	0	0	5		7	1	2	0	0	5	
						農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）														農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年4月）
7	1	3	0	0	1	第3節														
7	1	3	1	0	1	1-3-1	軽量盛土工 一般事項													
7	1	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。													
7	1	3	2	0	1	1-3-2	軽量盛土工													
7	1	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。													
7	1	4	0	0	1	第4節														
7	1	4	1	0	1	1-4-1	地盤改良工 一般事項													
7	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。													
7	1	4	2	0	1	1-4-2	表層安定処理工													
7	1	4	2	1	2		表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層安定処理工の規定による。													
7	1	4	3	0	1	1-4-3	パイルネット工													
7	1	4	3	1	2		パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイルネット工の規定による。													
7	1	4	4	0	1	1-4-4	パーチカルドレーン工													
7	1	4	4	1	2		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。													
7	1	4	5	0	1	1-4-5	締固め改良工													
7	1	4	5	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。													
7	1	4	6	0	1	1-4-6	固結工													
7	1	4	6	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。													
7	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工	7	1	3	0	0	1	第3節	護岸基礎工					
7	1	5	4	0	1	1-5-4	捨石工	7	1	3	4	0	1	1-3-4	捨石工					
7	1	5	4	1	1		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	7	1	3	4	1	1	1	1	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。				
7	1	5	7	0	1	1-5-7	笠コンクリート工	7	1	3	7	0	1	1-3-7	笠コンクリート工					
7	1	5	7	1	1		笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。	7	1	3	7	1	1	1	1	笠コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。				
7	1	6	0	0	1	第6節	護岸工	7	1	4	0	0	1	第4節	護岸工					
7	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	7	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項					
7	1	6	1	3	1	3	受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第7編1-5-5場所打コンクリート工の規定によらなければならない。	7	1	4	1	3	1	3	3	請負者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第7編1-3-5場所打コンクリート工の規定によらなければならない。				
7	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工	7	1	5	0	0	1	第5節	擁壁工					
7	1	8	0	0	1	第8節	天端被覆工	7	1	6	0	0	1	第6節	天端被覆工					
7	1	10	0	0	1	第10節	裏法被覆工	7	1	8	0	0	1	第8節	裏法被覆工					
7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	7	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工					
7	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項	7	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項					

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
7	1	11	1	2	1	2	2. 一般事項 (2)	7	1	9	1	2	1	2	請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 4 - 1 施工一般、道路土工 - 排水工指針 2 - 3 道路横断排水の規定によらなければならない。
7	1	11	2	0	1	1-11-2	材料	7	1	9	2	0	1	1-9-2	材料
7	1	11	2	0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書による記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 4 - 4 使用材料、4 - 5 供応力度の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	9	2	0	2		請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとする記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 3 - 1 - 2 材料と許容力度の規定によらなければならない。
7	1	11	3	0	1	1-11-3	プレキャストカルバート工	7	1	9	3	0	1	1-9-3	プレキャストカルバート工
7	1	11	3	1	1		プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	7	1	9	3	1	1	1	請負者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
7	1	12	0	0	1	第12節	排水構造物工	7	1	10	0	0	1	第10節	排水構造物工
7	1	12	4	0	1	1-12-4	集水樹工	7	1	10	4	0	1	1-10-4	集水樹工
7	1	12	4	0	2		集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。	7	1	10	4	0	2		請負者は、集水樹の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
7	1	12	5	0	1	1-12-5	管渠工	7	1	10	5	0	1	1-10-5	管渠工
7	1	12	5	8	1	8	受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について次の事項により施工しなければならない。	7	1	10	5	8	1	8	請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について次の事項により施工しなければならない。
7	1	12	5	8	2	(1)	受注者は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 及び JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。	7	1	10	5	8	2	(1)	請負者は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管[FCD420]) 及び JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管[FCD420]) に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。
7	1	13	6	0	1	1-13-6	階段工	7	1	11	6	0	1	1-11-6	階段工
7	1	13	6	0	2		階段工の施工については、第3編2-3-22階段工の規定による。	7	1	11	6	0	2		請負者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
7	1	14	0	0	1	第14節	付帯道路工	7	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路工
7	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬	7	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬
7	2	1	0	0	1	第1節	適用	7	2	1	0	0	1	第1節	適用
7	2	1	0	2	1	2. 適用規定 (2)	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	7	2	1	0	2	1	2	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、軽量盛土工は、第3編第2章第11節軽量盛土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
7	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	7	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
7	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	7	2	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。
7	2	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)	7	2	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年4月)
7	2	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工								
7	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定						条文												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
新・条文構成（平成23年度）						旧・条文構成（平成20年度）												
7	2	3	1	1	2													
						本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。												
7	2	3	2	0	1	2 - 3 - 2												
						軽量盛土工												
7	2	3	2	1	2													
						軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。												
7	2	4	0	0	1	第4節	7	2	3	0	0	1	第3節					
						突堤基礎工												
7	2	5	11	0	1	2 - 5 - 11	7	2	4	11	0	1	2 - 4 - 11					
						ケーソン工												
7	2	5	11	6	1	6 . ケーソン進水	7	2	4	11	6	1	6 .					
						受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに処置を行い、監督職員に連絡しなければならない。												
7	2	5	11	27	1	27 . 回航中の寄港又は避難	7	2	4	11	27	1	27 .					
						受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。												
7	2	6	0	0	1	第6節	7	2	5	0	0	1	第5節					
						根固め工												
7	3	0	0	0	1	第3章	7	3	0	0	0	1	第3章					
						海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）												
7	3	2	0	0	1	第2節	7	3	2	0	0	1	第2節					
						適用すべき諸基準												
7	3	2	0	0	2		7	3	2	0	0	2						
						受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。												
7	3	3	0	0	1	第3節	7	3	3	0	0	1	第3節					
						海域堤基礎工												
7	4	0	0	0	1	第4章	7	4	0	0	0	1	第4章					
						浚渫（海岸）												
7	4	2	0	0	1	第2節	7	4	2	0	0	1	第2節					
						浚渫工（ポンプ浚渫船）												
7	4	2	1	0	1	4 - 2 - 1	7	4	2	1	0	1	4 - 2 - 1					
						一般事項												
7	4	2	1	4	1	4 . 支障物件の落下	7	4	2	1	4	1	4 .					
						受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。												
7	4	2	2	0	1	4 - 2 - 2	7	4	2	2	0	1	4 - 2 - 2					
						浚渫船運転工												
7	4	2	2	1	1		7	4	2	2	1	1	1 .					
						浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定による。												
7	4	2	4	0	1	4 - 2 - 4	7	4	2	4	0	1	4 - 2 - 4					
						配土工												
7	4	2	4	0	2	1 . 配土工の施工	7	4	2	4	0	2						
						配土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定による。												
							7	4	2	4	2	1	2 .					
7	4	2	4	3	1	2 . 施工上の注意	7	4	2	4	3	1	3 .					
						受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響および付近への汚染が生じないようにしなければならない。												
7	4	3	0	0	1	第3節	7	4	3	0	0	1	第3節					
						浚渫工（グラブ船）												
7	4	3	1	0	1	4 - 3 - 1	7	4	3	1	0	1	4 - 3 - 1					
						一般事項												

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文										
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）	
7	4	3	1	4	1	4 . 支障物件の落下	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>関係機関に通報</b> 及び監督職員に <b>連絡</b> するとともに、 <b>速やか</b> に取り除かなければならない。		7	4	3	1	4	1	4 .	請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	
7	4	3	2	0	1	4 - 3 - 2	浚渫船運転工		7	4	3	2	0	1	4 - 3 - 2	浚渫船運転工	
7	4	3	2	1	1		浚渫船運転工の施工については、第3編2 - 16 - 3 浚渫船運転工の規定による。		7	4	3	2	1	1	1 .	請負者は、グラブ浚渫の施工については、浚渫箇所 <sup>に</sup> 浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	
7	4	3	4	0	1	4 - 3 - 4	配土工		7	4	3	4	0	1	4 - 3 - 4	配土工	
7	4	3	4	1	1		配土工の施工については、第3編2 - 16 - 2 配土工の規定による。		7	4	3	4	1	1	1 .	請負者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。	
									7	4	3	4	2	1	2 .	請負者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。	
7	5	0	0	0	1	第5章	養 浜		7	5	0	0	0	1	第5章	養 浜	
7	5	1	0	0	1	第1節	適 用		7	5	1	0	0	1	第1節	適 用	
7	5	1	0	2	1	2 .	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。		7	5	1	0	2	1	2 .	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、軽量盛土工は、第3編第2章第11節軽量盛土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。	
7	5	2	0	0	1	第2節	軽量盛土工										
7	5	2	1	0	1	5 - 2 - 1	一般事項										
7	5	2	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。										
7	5	2	2	0	1	5 - 2 - 2	軽量盛土工										
7	5	2	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2 - 11 - 2 軽量盛土工の規定による。										
7	5	3	0	0	1	第3節	砂止工		7	5	2	0	0	1	第2節	砂止工	
8	0	0	0	0	1	第8編	砂 防 編		8	0	0	0	0	1	第8編	砂 防 編	
8	1	0	0	0	1	第1章	砂防えん堤		8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	
8	1	1	0	0	1	第1節	適 用		8	1	1	0	0	1	第1節	適 用	
									8	1	1	0	2	1	2 .	工場製品輸送工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定によるものとする。	
8	1	1	0	2	1	2 .	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。		8	1	1	0	3	1	3 .	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	
									8	1	1	0	4	1	4 .	軽量盛土工は、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。	
8	1	1	0	3	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。		8	1	1	0	5	1	5 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。	
8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより <b>難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない</b> 。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と <b>協議</b> しなければならない。		8	1	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。	
8	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成20年3月）		8	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成14年3月）	





土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）	
8	1	8	1	6	1	6	6 . コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4 を超え25 以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	8	1	6	1	6	1	6	6 . 請負者は、次の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	コンクリートえん堤本体工 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	8	1	6	4	0	1	1 - 6 - 4	コンクリート堰堤本体工 請負者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。	
8	1	8	4	7	1	7 .	コンクリート副えん堤工 コンクリート副えん堤工の施工については、第8編1 - 8 - 4コンクリートえん堤本体工の規定による。	8	1	6	4	7	1	7 .	コンクリート副堰堤工 コンクリート副堰堤工の施工については、第8編1 - 6 - 4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	
8	1	8	5	0	1	1 - 8 - 5	水叩工	8	1	6	5	0	1	1 - 6 - 5	水叩工	
8	1	8	5	0	2		2 . 適用規定 コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編1 - 8 - 4コンクリートえん堤本体工の規定による。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	6	5	0	2		2 .	コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編1 - 6 - 4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	8	8	0	1	1 - 8 - 8	鋼製えん堤工	8	1	6	8	0	1	1 - 6 - 8	鋼製堰堤工	
8	1	8	8	2	1	2 .	間詰工 間詰工の施工については、第8編1 - 8 - 7間詰工の規定による。	8	1	6	8	2	1	2 .	間詰工 間詰工の施工については、第8編1 - 6 - 4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	
8	1	9	0	0	1	第9節	現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2 - 3 - 31現場塗装工の規定による。	8	1	7	0	0	1	第7節	現場塗装工	
8	1	9	8	0	1	1 - 9 - 8	鋼製えん堤工	8	1	7	8	0	1	1 - 7 - 8	鋼製堰堤工	
8	1	9	8	0	2		間詰工 間詰工の施工については、第8編1 - 8 - 7間詰工の規定による。	8	1	7	8	0	2		間詰工 間詰工の施工については、第8編1 - 6 - 4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	
8	1	9	10	0	1	1 - 9 - 10	現場塗装工	8	1	7	10	0	1	1 - 7 - 10	現場塗装工	
8	1	9	10	0	2		現場塗装工の施工については、第3編2 - 3 - 31現場塗装工の規定による。									
8	1	10	0	0	1	第10節	護床工・根固め工	8	1	8	0	0	1	第8節	護床工・根固め工	
8	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2 - 3 - 17根固めブロック工の規定による。	8	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	根固めブロック工	
8	1	10	4	0	2		根固めブロック工の施工については、第3編2 - 3 - 17根固めブロック工の規定による。									
8	1	10	5	0	1	1 - 10 - 5	間詰工	8	1	8	5	0	1	1 - 8 - 5	間詰工	
8	1	10	5	0	2		間詰工の施工については、第8編1 - 8 - 7間詰工の規定による。	8	1	8	5	0	2		間詰工 間詰工の施工については、第8編1 - 6 - 4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	
8	1	10	6	0	1	1 - 10 - 6	沈床工	8	1	8	6	0	1	1 - 8 - 6	沈床工	
8	1	10	6	0	2		沈床工の施工については、第3編2 - 3 - 18沈床工の規定による。									
8	1	11	0	0	1	第11節	砂防堰堤付属物設置工	8	1	9	0	0	1	第9節	砂防堰堤付属物設置工	
8	1	11	4	0	1	1 - 11 - 4	境界工	8	1	9	4	0	1	1 - 9 - 4	境界工	
8	1	11	4	1	1	1 . 境界杭（鉸）の設置位置	受注者は、境界杭（鉸）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	1	9	4	1	1	1 .	請負者は、境界杭（鉸）の設置位置については、監督職員の指示によるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	
8	1	11	4	4	1	4 . 境界ブロックの施工	受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。									
8	1	11	4	5	1	5 . 境界ブロックの目地間隙	受注者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。									
8	1	11	5	0	1	1 - 11 - 5	銘板工	8	1	9	5	0	1	1 - 9 - 5	銘板工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
8	1	11	5	0	2		銘板工の施工については、第6編3-8-5銘板工の規定による。	8	1	9	5	0	2		請負者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は監督職員の指示によらなければならない。
8	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路工	8	1	10	0	0	1	第10節	付帯道路工
8	1	12	8	0	1	1-12-8	側溝工	8	1	10	8	0	1	1-10-8	側溝工
8	1	12	8	0	2		側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。								
8	1	12	9	0	1	1-12-9	集水樹工	8	1	10	9	0	1	1-10-9	集水樹工
8	1	12	9	0	2		集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。								
8	1	12	10	0	1	1-12-10	縁石工	8	1	10	1	0	1	1-10-10	縁石工
8	1	12	10	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	8	1	10	1	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-8縁石工の規定によるものとする。
8	1	12	11	0	1	1-12-11	区画線工	8	1	10	2	0	1	1-10-11	区画線工
8	1	12	11	0	2		区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。	8	1	10	2	0	2		区画線工の施工については、第3編2-3-12区画線工の規定によるものとする。
8	1	13	0	0	1	第13節	付帯道路施設工	8	1	11	0	0	1	第11節	付帯道路施設工
8	2	0	0	0	1	第2章	流路	8	2	0	0	0	1	第2章	流路
8	2	1	0	0	1	第1節	適用	8	2	1	0	0	1	第1節	適用
								8	2	1	0	3	1	3.	軽量盛土工は、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。
8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
8	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	2	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をとめなければならない。
8	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針（平成22年3月）	8	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針（平成11年3月）
8	2	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工								
8	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項								
8	2	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。								
8	2	3	2	0	1	2-3-2	軽量盛土工								
8	2	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。								
8	2	6	6	0	1	2-6-6	捨石工	8	2	5	6	0	1	2-5-6	捨石工
8	2	6	6	0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。								
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面对策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面对策
8	3	1	0	0	1	第1節	適用	8	3	1	0	0	1	第1節	適用
								8	3	1	0	3	1	3.	軽量盛土工は、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定						条文														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下			
新・条文構成（平成23年度）						旧・条文構成（平成20年度）														
8	3	2	0	0	2		8	3	2	0	0	2		8	3	2	0	0	2	
						受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。														
8	3	2	0	0	3	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成19年9月）	8	3	2	0	0	3		8	3	2	0	0	3	全国治水砂防協会 斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成8年7月）
8	3	2	0	0	6	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針（平成22年3月）	8	3	2	0	0	6		8	3	2	0	0	6	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針（平成11年3月）
8	3	2	0	0	11	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成18年3月）	8	3	2	0	0	11		8	3	2	0	0	11	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成17年7月）
8	3	2	0	0	13	斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領（平成20年5月）	8	3	2	0	0	13		8	3	2	0	0	13	地すべり対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領（平成15年6月）
8	3	2	0	0	14	斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（平成19年12月）	8	3	2	0	0	14		8	3	2	0	0	14	地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第三分冊）（平成8年4月）
							8	3	2	0	0	15								地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊）（平成8年4月）
8	3	3	0	0	1	第3節 軽量盛土工														
8	3	3	1	0	1	3-3-1 一般事項														
8	3	3	1	1	2	本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。														
8	3	3	2	0	1	3-3-2 軽量盛土工														
8	3	3	2	1	2	軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。														
8	3	4	0	0	1	第4節 法面工	8	3	3	0	0	1	第3節 法面工							
8	3	4	7	0	1	3-4-7 抑止アンカー工	8	3	3	7	0	1	3-3-7 抑止アンカー工							
8	3	4	7	9	1	9. テンドンの挿入 受注者は、グラウト注入終了後、テンドンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。	8	3	3	7	9	1	9. テンドンの挿入 請負者は、グラウト注入終了後、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。							
8	3	5	0	0	1	第5節 擁壁工	8	3	4	0	0	1	第4節 擁壁工							
8	3	5	5	0	1	3-5-5 プレキャスト擁壁工	8	3	4	5	0	1	3-4-5 プレキャスト擁壁工							
8	3	5	5	0	2	プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。														
8	3	5	6	0	1	3-5-6 補強土壁工	8	3	4	6	0	1	3-4-6 補強土壁工							
8	3	5	6	0	2	補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。														
8	3	5	7	0	1	3-5-7 井桁ブロック工	8	3	4	7	0	1	3-4-7 井桁ブロック工							
8	3	5	7	0	2	井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定による。														
8	3	6	0	0	1	第6節 山腹水路工	8	3	5	0	0	1	第5節 山腹水路工							
8	3	6	1	0	1	3-6-1 一般事項	8	3	5	1	0	1	3-5-1 一般事項							
8	3	6	1	2	1	2. 異常の発生 受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、設計図書に関して必要に応じて監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	8	3	5	1	2	1	2. 異常の発生 請負者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、設計図書に関して必要に応じて監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に報告しなければならない。							
8	3	7	0	0	1	第7節 地下水排除工	8	3	6	0	0	1	第6節 地下水排除工							

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）			編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）				
8	3	7	1	0	1	3 - 7 - 1	一般事項				8	3	6	1	0	1	3 - 6 - 1	一般事項			
8	3	7	1	3	1	3 . せん孔中の変化	受注者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に变化を認めた場合、直ちに監督職員に連絡しなければならない。				8	3	6	1	3	1	3 .	請負者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に变化を認めた場合、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。			
8	3	10	0	0	1	第10節	斜面对策付属物設置工				8	3	9	0	0	1	第9節	斜面对策付属物設置工			
9	0	0	0	0	1	第9編	ダム 編				9	0	0	0	0	1	第9編	ダム 編			
9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム				9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム			
9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
9	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。				9	1	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をとめなければならない。			
9	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成20年3月）				9	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成14年3月）			
9	1	3	0	0	1	第3節	掘削工				9	1	3	0	0	1	第3節	掘削工			
9	1	3	4	0	1	1 - 3 - 4	発破制限				9	1	3	4	0	1	1 - 3 - 4	発破制限			
9	1	3	4	0	2		受注者は、仕上げ掘削の直上部で掘削を行うときは、自然の基礎岩盤に乱れや弛みが生じるのを防止するため、使用する火薬の種類及び使用量を制限しなければならない。				9	1	3	4	0	2		請負者は、仕上げ掘削の直上部で掘削を行うときは、自然の基礎岩盤に乱れや弛みが生じるのを防止するため、使用する火薬類を制限しなければならない。			
9	1	3	8	0	1	1 - 3 - 8	基礎岩盤の確認				9	1	3	8	0	1	1 - 3 - 8	基礎岩盤の確認			
9	1	3	8	2	1	2 . 確認資料の提出	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。				9	1	3	8	2	1	2 .	請負者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を提出しなければならない。			
9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工				9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工			
9	1	4	2	0	1	1 - 4 - 2	原石骨材				9	1	4	2	0	1	1 - 4 - 2	原石骨材			
9	1	4	2	2	1	2 .	原石採取				9	1	4	2	2	1	2 .	原石採取			
9	1	4	2	2	3	( 2 )	受注者は、原石採取中に破砕帯、風化層等に遭遇した場合には監督職員と協議しなければならない。監督職員が品質試験等の結果から骨材として不適当と認めた場合には、監督職員の指示に従わなければならない。				9	1	4	2	2	3	( 2 )	請負者は、原石採取中に破砕帯、風化層等に遭遇した場合には監督職員に報告しなければならない。監督職員が品質試験等の結果から骨材として不適当と認めた場合には、監督職員の指示に従わなければならない。			
9	1	4	4	0	1	1 - 4 - 4	配合				9	1	4	4	0	1	1 - 4 - 4	配合			
9	1	4	4	1	1	1 . 一般事項	受注者は、設計図書に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、設計図書に示す資料により、監督職員の承諾を得なければならない。				9	1	4	4	1	1	1 .	請負者は、設計図書に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、設計図書に示す資料を提示し、監督職員の承諾を得なければならない。			
9	1	4	5	0	1	1 - 4 - 5	材料の計量				9	1	4	5	0	1	1 - 4 - 5	材料の計量			
9	1	4	5	4	1	4 . 計量装置の精度確保	受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。				9	1	4	5	4	1	4 .	請負者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を監督職員に提出しなければならない。			
9	1	4	6	0	1	1 - 4 - 6	練りませ				9	1	4	6	0	1	1 - 4 - 6	練りませ			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成（平成20年度）	
9	1	4	6	2	1		2. ミキサの練りまぜ性能試験 受注者は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	2	1		2.	請負者は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認して使用しなければならない。また、試験結果は監督職員に提出しなければならない。
9	1	4	6	5	1		5. 1 練りの量及び練りまぜ時間の決定 受注者は、1 練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	9	1	4	6	5	1		5.	請負者は、1 練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。
9	1	4	6	5	4	(2)	(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	5	4	(2)	(2)	請負者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認しなければならない。なお、試験結果を監督職員に提出するものとする。
9	1	4	6	9	1		9. 不適合配合の処分 受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。	9	1	4	6	9	1		9.	請負者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、監督職員の指示する場所に運搬し、処分しなければならない。
9	1	4	8	0	1	1-4-8	打込み開始	9	1	4	8	0	1	1-4-8	打込み開始	
9	1	4	8	1	1	1	1. 施工計画書 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、施工計画書へ記載する。	9	1	4	8	1	1	1.	請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
9	1	4	9	0	1	1-4-9	コンクリートの打込み	9	1	4	9	0	1	1-4-9	コンクリートの打込み	
9	1	4	9	6	1		6. コンクリートの打ち上がり速度 受注者は、コンクリートの打ち上がり速度については、次によらなければならない。	9	1	4	9	6	1		6.	請負者は、コンクリートの打ち上がり速度については、次によらなければならない。
9	1	4	9	6	2	(1)	(1) 受注者は、打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、打ち上がり速度について施工計画書へ記載する。	9	1	4	9	6	2	(1)	(1)	請負者は、打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、打ち上がり速度について監督職員の承諾を得なければならない。
9	1	5	0	0	1	第5節	型枠工	9	1	5	0	0	1	第5節	型枠工	
9	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	9	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	
9	1	5	1	1	1	1.	本節は、型枠工としてせき板、型枠の組立て取りはずし移動、型枠の取りはずし後の処理その他これらに類する工種について定めるものとする。	9	1	5	1	1	1	1.	本節は、型枠工としてせき板、型枠の組立て取りはずし移動、型枠の取りはずし後の処理その他これらに類する工種について定めるものとする。	
9	1	5	1	2	1	2.	2. 型枠材料 型枠は、鋼製型枠とするものとする。ただし、これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	9	1	5	1	2	1	2.	2. 型枠は、鋼製型枠とするものとする。ただし、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
9	1	5	4	0	1	1-5-4	型枠の取りはずし後の処理	9	1	5	4	0	1	1-5-4	型枠の取りはずし後の処理	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）			
9	1	5	4	1	1	1 . 施工計画書	受注者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、 <b>あらかじめ処理方法を施工計画書へ記載することとする。</b>				9	1	5	4	1	1	1 .	請負者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
9	1	7	0	0	1	第7節	埋設物設置工				9	1	7	0	0	1	第7節	埋設物設置工			
9	1	7	2	0	1	1 - 7 - 2	冷却管設置				9	1	7	2	0	1	1 - 7 - 2	冷却管設置			
9	1	7	2	1	1	1 . 一般事項	受注者は、設計図書に示す冷却管を使用しなければならない。ただし、これ以外の場合は、 <b>監督職員と協議</b> しなければならない。				9	1	7	2	1	1	1 .	請負者は、設計図書に示す冷却管を使用しなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
9	1	7	5	0	1	1 - 7 - 5	観測計器埋設				9	1	7	5	0	1	1 - 7 - 5	観測計器埋設			
9	1	7	5	1	1	1 . 一般事項	受注者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、 <b>観測計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示</b> しなければならない。				9	1	7	5	1	1	1 .	請負者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。また、計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を監督職員に提出しなければならない。			
9	1	8	0	0	1	第8節	パイプクーリング工				9	1	8	0	0	1	第8節	パイプクーリング工			
9	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	冷却工				9	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	冷却工			
9	1	8	4	4	1	4 .	冷却完了後の処置				9	1	8	4	4	1	4 .	冷却完了後の処置			
9	1	8	4	4	2	( 1 )	受注者は、冷却完了後には、 <b>施工計画に基づき</b> 外部配管等を撤去しなければならない。				9	1	8	4	4	2	( 1 )	請負者は、冷却完了後には、監督職員の指示に従い外部配管等を撤去しなければならない。			
9	1	10	0	0	1	第10節	継目グラウチング工				9	1	10	0	0	1	第10節	継目グラウチング工			
9	1	10	3	0	1	1 - 10 - 3	施工設備等				9	1	10	3	0	1	1 - 10 - 3	施工設備等			
9	1	10	3	2	1	2 .	圧力計				9	1	10	3	2	1	2 .	圧力計			
9	1	10	3	2	2		受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督職員の <b>確認</b> を得なければならない。				9	1	10	3	2	2		請負者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督職員の承諾を得なければならない。			
9	1	10	3	4	1	4 .	水及びセメント等の計量				9	1	10	3	4	1	4 .	水及びセメント等の計量			
9	1	10	3	4	2		受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、 <b>監督職員に協議</b> しなければならない。				9	1	10	3	4	2		請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
9	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	施工				9	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	施工			
9	1	10	4	1	1	1 .	洗浄及び水押しテスト				9	1	10	4	1	1	1 .	洗浄及び水押しテスト			
9	1	10	4	1	2		受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 <b>監督職員の確認</b> を得なければならない。				9	1	10	4	1	2		請負者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
9	1	10	4	4	1	4 .	注入				9	1	10	4	4	1	4 .	注入			
9	1	10	4	4	2	( 1 )	受注者は、すべての準備が完了し、 <b>監督職員の確認を受けた後、注入を開始</b> しなければならない。				9	1	10	4	4	2	( 1 )	請負者は、すべての準備が完了し、監督職員の承諾を得た後、注入を開始しなければならない。			
9	1	10	4	4	3	( 2 )	受注者は、 <b>規定の注入圧で、注入を行わ</b> なければならない。				9	1	10	4	4	3	( 2 )	請負者は、監督職員の指示する注入圧で、注入を行わなければならない。			
9	1	10	4	4	11	( 6 )	受注者は、注入完了後の各ヘッダ管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、 <b>施工計画</b> によらなければならない。				9	1	10	4	4	11	( 6 )	請負者は、注入完了後の各ヘッダ管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、監督職員の指示によらなければならない。			
9	1	10	4	5	1	5 .	測定				9	1	10	4	5	1	5 .	測定			
9	1	10	4	5	3	( 1 )	注入圧力の測定は、圧力計で行うものとし、 <b>測定結果を記録</b> しなければならない。				9	1	10	4	5	3	( 1 )	注入圧力の測定は、圧力計で行うものとし、圧力計の記録は、監督職員の指示によらなければならない。			
9	1	11	0	0	1	第11節	閉塞コンクリート工				9	1	11	0	0	1	第11節	閉塞コンクリート工			
9	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	コンクリートの施工				9	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	コンクリートの施工			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）	
9	1	11	2	1	1	1	1. 施工計画書 受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法については、施工計画書に記載しなければならない。	9	1	11	2	1	1	1	1.	請負者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法については、施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。
9	1	11	2	3	1	3	3. 施工計画書 受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処置方法を施工計画書に記載する。	9	1	11	2	3	1	3	3.	請負者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
9	1	12	0	0	1	第12節	排水及び雨水等の処理	9	1	12	0	0	1	第12節	排水及び雨水等の処理	
9	1	12	3	0	1	1 - 12 - 3	雨水等の処理	9	1	12	3	0	1	1 - 12 - 3	雨水等の処理	
9	1	12	3	0	2		受注者は、工事区域内に流入した雨水等の処理について施工計画書に記載する。	9	1	12	3	0	2		請負者は、工事区域内に流入した雨水等の処理にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
9	2	0	0	0	1	第2章	フィルダム	9	2	0	0	0	1	第2章	フィルダム	
9	2	2	0	0	1	第2節	掘削工	9	2	2	0	0	1	第2節	掘削工	
9	2	2	3	0	1	2 - 2 - 3	過掘の処理	9	2	2	3	0	1	2 - 2 - 3	過掘の処理	
9	2	2	3	2	1	2.	受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督職員と協議しなければならない。	9	2	2	3	2	1	2.	請負者は、過掘をした場合は、その処理について監督職員の承諾を得なければならない。	
9	2	3	0	0	1	第3節	盛立工	9	2	3	0	0	1	第3節	盛立工	
9	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項	9	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項	
9	2	3	1	7	1	7.	7. 湧水や流水の処置 受注者は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、設計図書に関して、監督職員と協議した方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てなければならない。	9	2	3	1	7	1	7.	請負者は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、設計図書に関して、監督職員の指示する方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てなければならない。	
9	3	0	0	0	1	第3章	基礎グラウチング	9	3	0	0	0	1	第3章	基礎グラウチング	
9	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	9	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
9	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	9	3	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類等によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。	
9	3	4	0	0	1	第4節	グラウチング工	9	3	4	0	0	1	第4節	グラウチング工	
9	3	4	4	0	1	3 - 4 - 4	セメントミルクの製造及び輸送	9	3	4	4	0	1	3 - 4 - 4	セメントミルクの製造及び輸送	
9	3	4	4	2	1	2.	2. 水及びセメントミルクの計量 受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	9	3	4	4	2	1	2.	請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
9	3	4	4	2	2		受注者は、計量装置は設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を保管・整理し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	9	3	4	4	2	2		なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を監督職員に提出しなければならない。	
9	3	4	5	0	1	3 - 4 - 5	注入管理	9	3	4	5	0	1	3 - 4 - 5	注入管理	
9	3	4	5	0	2		受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	9	3	4	5	0	2		請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
9	3	4	5	0	3		また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ提出しなければならない。	9	3	4	5	0	3		また、グラウチング工の結果を整理して、すみやかに監督職員へ報告しなければならない。	
10	0	0	0	0	1	第10編	道 路 編	10	0	0	0	0	1	第10編	道 路 編	
10	1	0	0	0	1	第1章	道 路 改 良	10	1	0	0	0	1	第1章	道 路 改 良	



土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
10	1	1	0	0	1	第1節	適用	10	1	1	0	0	1	第1節	適用
10	1	1	0	1	1	1. 適用工種	本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	10	1	1	0	1	1	1.	本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、工場製作工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
10	1	4	0	0	1	第4節	地盤改良工								
10	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項								
10	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。								
10	1	4	2	0	1	1-4-2	路床安定処理工								
10	1	4	2	1	2		路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。								
10	1	4	3	0	1	1-4-3	置換工								
10	1	4	3	1	2		置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。								
10	1	4	4	0	1	1-4-4	サンドマット工								
10	1	4	4	1	2		サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。								
10	1	4	5	0	1	1-4-5	パーチカルドレーン工								
10	1	4	5	1	2		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。								
10	1	4	6	0	1	1-4-6	締固め改良工								
10	1	4	6	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。								
10	1	4	7	0	1	1-4-7	固結工								
10	1	4	7	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。								
10	1	5	0	0	1	第5節	法面工	10	1	4	0	0	1	第4節	法面工
10	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	10	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項
10	1	6	0	0	1	第6節	軽量盛土工								
10	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項								
10	1	6	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。								
10	1	6	2	0	1	1-6-2	軽量盛土工								
10	1	6	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。								
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装
10	2	1	0	0	1	第1節	適用	10	2	1	0	0	1	第1節	適用
10	2	3	0	0	1	第3節	地盤改良工								
10	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項								
10	2	3	1	1	2		本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工その他これらに類する工種について定める。								
10	2	3	2	0	1	2-3-2	路床安定処理工								
10	2	3	2	1	2		路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。								
10	2	3	3	0	1	2-3-3	置換工								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
10	2	3	3	1	2		置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。								
10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	2	3	0	0	1	第3節	舗装工
10	2	4	10	6	1	6. 横収縮目地及び縦目地	横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。	10	2	3	10	6	1	6.	横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部
10	3	1	0	0	1	第1節	適用	10	3	1	0	0	1	第1節	適用
10	3	1	0	5	1	5. 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、次によるものとする。								
10	3	1	0	5	2	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊又は非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。								
10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い行うものとする。								
10	3	1	0	5	4	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。								
10	3	1	0	5	5	(4)	要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議するものとする								
10	3	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工								
10	3	4	1	0	1	3-4-1	一般事項								
10	3	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。								
10	3	4	2	0	1	3-4-2	輸送工								
10	3	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定によるものとする。								
10	3	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工								
10	3	5	1	0	1	3-5-1	一般事項								
10	3	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文														
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）						編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）	
10	3	5	2	0	1	3 - 5 - 2	軽量盛土工														
10	3	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2 - 11 - 2 軽量盛土工の規定によるものとする。														
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部						10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	
10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工						10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工	
10	4	3	1	0	1	4 - 3 - 1	一般事項						10	4	3	1	0	1	4 - 3 - 1	一般事項	
10	4	3	1	3	1	3 . 名簿の整備	受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。														
10	4	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工														
10	4	4	1	0	1	4 - 4 - 1	一般事項														
10	4	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工程について定める。														
10	4	4	2	0	1	4 - 4 - 2	輸送工														
10	4	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2 - 8 - 2 輸送工の規定による。														
10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部						10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	
10	5	1	0	0	1	第1節	適 用						10	5	1	0	0	1	第1節	適 用	
10	5	1	0	5	1	5 . 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、次によるものとする。														
10	5	1	0	5	2	( 1 )	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊又は非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。														
10	5	1	0	5	3	( 2 )	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い行うものとする。														
10	5	1	0	5	4	( 3 )	受注者は、本試験に関する資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。														
10	5	1	0	5	5	( 4 )	要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議するものとする														

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文										
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）	
10	5	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工										
10	5	4	1	0	1	5 - 4 - 1	一般事項										
10	5	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。										
10	5	4	2	0	1	5 - 4 - 2	輸送工										
10	5	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2 - 8 - 2輸送工の規定による。										
10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド		10	9	0	0	0	1	第9章	鋼製シェッド	
10	8	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工										
10	8	4	1	0	1	8 - 4 - 1	一般事項										
10	8	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。										
10	8	4	2	0	1	8 - 4 - 2	輸送工										
10	8	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2 - 8 - 2輸送工の規定によるものとする。										
10	8	6	0	0	1	第6節	鋼製シェッド上部工		10	9	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド上部工	
10	8	6	3	0	1	8 - 6 - 3	架設工		10	9	5	3	0	1	9 - 5 - 3	架設工	
10	8	6	3	1	1	1. 検測	受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。		10	9	5	3	1	1	1.	請負者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。	
10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道		10	10	0	0	0	1	第10章	地下横断歩道	
10	9	4	0	0	1	第4節	地盤改良工										
10	9	4	1	0	1	9 - 4 - 1	一般事項										
10	9	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。										
10	9	4	2	0	1	9 - 4 - 2	路床安定処理工										
10	9	4	2	1	2		路床安定処理工の施工については、第3編2 - 7 - 2路床安定処理工の規定による。										
10	9	4	3	0	1	9 - 4 - 3	置換工										

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）
10	9	4	3	1	2		置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。								
10	9	4	4	0	1	9-4-4	サンドマット工								
10	9	4	4	1	2		サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。								
10	9	4	5	0	1	9-4-5	パーチカルドレーン工								
10	9	4	5	1	2		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。								
10	9	4	6	0	1	9-4-6	締固め改良工								
10	9	4	6	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。								
10	9	4	7	0	1	9-4-7	固結工								
10	9	4	7	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。								
10	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	10	11	0	0	0	1	第11章	地下駐車場
10	10	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工								
10	10	4	1	0	1	10-4-1	一般事項								
10	10	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。								
10	10	4	2	0	1	10-4-2	輸送工								
10	10	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。								
10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	10	12	0	0	0	1	第12章	共同溝
10	11	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工								
10	11	4	1	0	1	11-4-1	一般事項								
10	11	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。								
10	11	4	2	0	1	11-4-2	輸送工								
10	11	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。								
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	10	15	0	0	0	1	第15章	道路維持
10	14	9	0	0	1	第9節	軽量盛土工								
10	14	9	1	0	1	14-9-1	一般事項								
10	14	9	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。								
10	14	9	2	0	1	14-9-2	軽量盛土工								
10	14	9	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。								
10	14	18	0	0	1	第18節	トンネル工	10	15	17	0	0	1	第17節	トンネル工
10	14	18	3	0	1	14-18-3	裏込注入工	10	15	17	3	0	1	15-17-3	裏込注入工
10	14	18	3	1	1	1.裏込注入	受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。 なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	10	15	17	3	1	1	1.	裏込注入工の施工については、第10編7-5-5裏込注入工の規定によるものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文														
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成（平成23年度）					編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成20年度）		
10	14	18	3	2	1	2 . 裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しして作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。														
10	14	18	3	2	2		なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。														
10	14	18	3	3	1	3 . 注入材の充てん	受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充てんし、丁寧に仕上げなければならない。														
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕					10	17	0	0	0	1	第17章	道路修繕		
10	16	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工														
10	16	4	1	0	1	16 - 4 - 1	一般事項														
10	16	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。														
10	16	4	2	0	1	16 - 4 - 2	輸送工														
10	16	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2 - 8 - 2輸送工の規定による。														
10	16	13	0	0	1	第13節	軽量盛土工														
10	16	13	1	0	1	16 - 13 - 1	一般事項														
10	16	13	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。														
10	16	13	2	0	1	16 - 13 - 2	軽量盛土工														
10	16	13	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2 - 11 - 2軽量盛土工の規定による。														